

瑞穂市
老人福祉計画

平成 24 年 3 月

瑞穂市

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	介護保険事業計画との関連	5
5	計画の策定と推進体制	5
第2章	高齢者の現状	
1	人口・世帯の現状	9
2	要介護（要支援）認定者の現状	12
3	アンケート調査結果のまとめ	14
第3章	計画の推進	
1	高齢者の将来推計	35
2	計画の基本理念と目標	36
3	計画の体系図	38
第4章	基本項目と施策の方向	
1	健康で安心して暮らせるまちづくり	41
2	地域で支えるまちづくり	50
資料編		
1	瑞穂市附属機関設置条例	57
2	瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱	60
3	策定委員会策定経過・名簿	61
4	用語解説	63

▶ ◀ 第 1 章 ▶ ◀

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化が進む中で、平成12年に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が導入されました。高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、計画が策定されることが国の介護保険事業計画基本指針によって重要とされています。そして、介護保険事業計画の第3期計画（平成18～20年度）、第4期計画（平成21～23年度）の延長線上に位置づけられる第5期計画（平成24～26年度）の取り組みにあたっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要とされています。

瑞穂市（以下、本市という。）では、もとす広域連合が策定する介護保険事業計画との整合を図りつつ、要介護状態になることを未然に防ぐ介護予防や、地域包括ケアを進めるためのサービス体系の確立等を重視し、地域の福祉力を生かした取り組みを進めていきます。

瑞穂市老人福祉計画（以下、本計画という。）については、これまでに進めてきた高齢者福祉サービスの実績を評価し、また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備えて安全対策の体制づくりを含め、将来に向けた見通しを補正しながら、本市の高齢者福祉が今後目指すべき目標を定めるとともに、その目標を実現するための具体的な方策をあきらかにしていくものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づき介護保険事業計画と整合性を図りながら策定するものです。

介護保険事業については、もとす広域連合で「介護保険事業計画」を策定していますが、介護保険事業のうち、地域支援事業などについては、広域連合の構成市町によって状況が異なり、各市町で主導し実施すべき事業を含むことから、本計画ではそれらの事業と、介護保険事業以外の保健福祉事業を含むものを策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、3年間を計画期間としますが、前計画に引き続いて、平成26年度を見通した理念および施策の方向性を示します。

年 度	平成 24 2012	平成 25 2013	平成 26 2014	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017
第5期瑞穂市老人福祉計画						
第6期瑞穂市老人福祉計画						

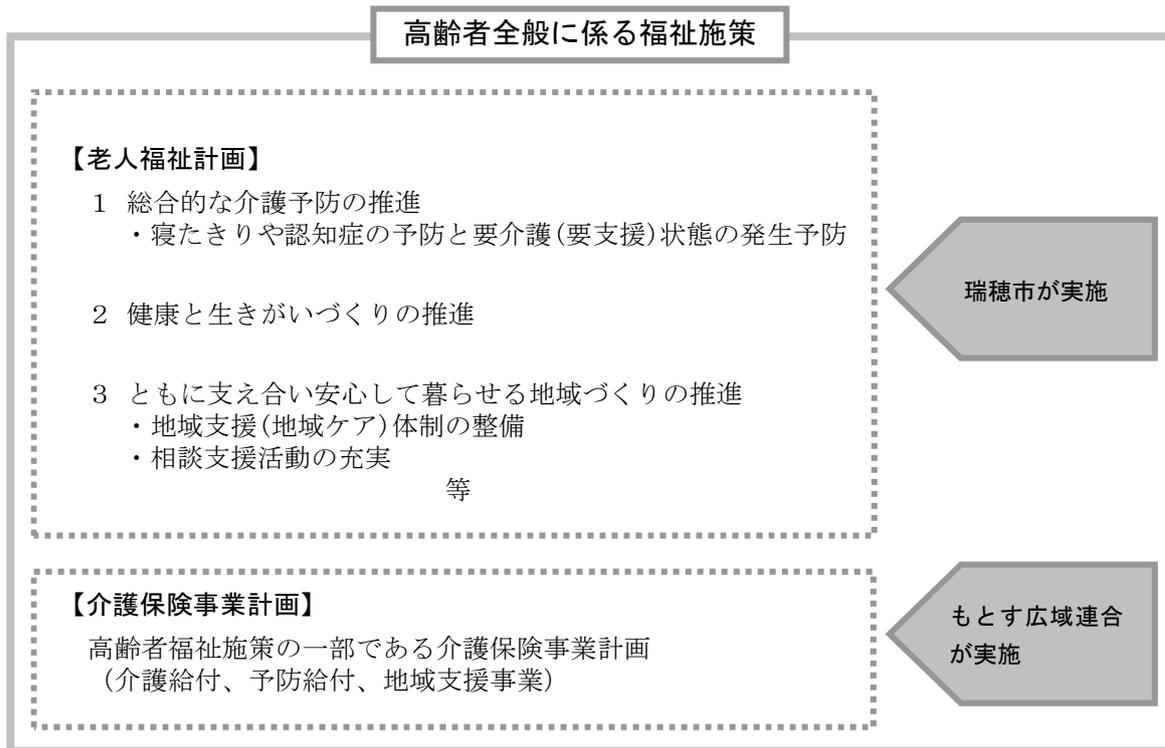


4 介護保険事業計画との関連

高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、もとす広域連合が担うこととなります。

また、保健施策については、健康増進計画（健康増進法）、特定健診等実施計画（高齢者医療確保法）となります。

本計画ともとす広域連合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。



5 計画の策定と推進体制

計画の策定にあたっては、高齢者の現状把握が不可欠であることから、日常生活圏域ニーズ調査等により、地域の課題等を的確に把握しました。また、利用者や被保険者の意見を計画に適切に反映するとともに、住民に自らが深く関わる制度であるとの意識をもってもらえるよう、学識経験者や保険医療関係者、福祉関係者および公募による住民代表等で構成する策定委員会の開催や、パブリックコメントを実施するなど、より広く住民の意見を募集し、計画に反映しました。

計画の着実な推進のため、策定委員会等を開催し、定期的に計画の推進状況の確認を行います。また、そのなかで具体的な取り組み目標を定めている施策については、達成状況の報告も踏まえたうえで、計画の進捗を確認していきます。

▶ ◀ 第 2 章 ▶ ◀

高齢者の現状

第2章 高齢者の現状

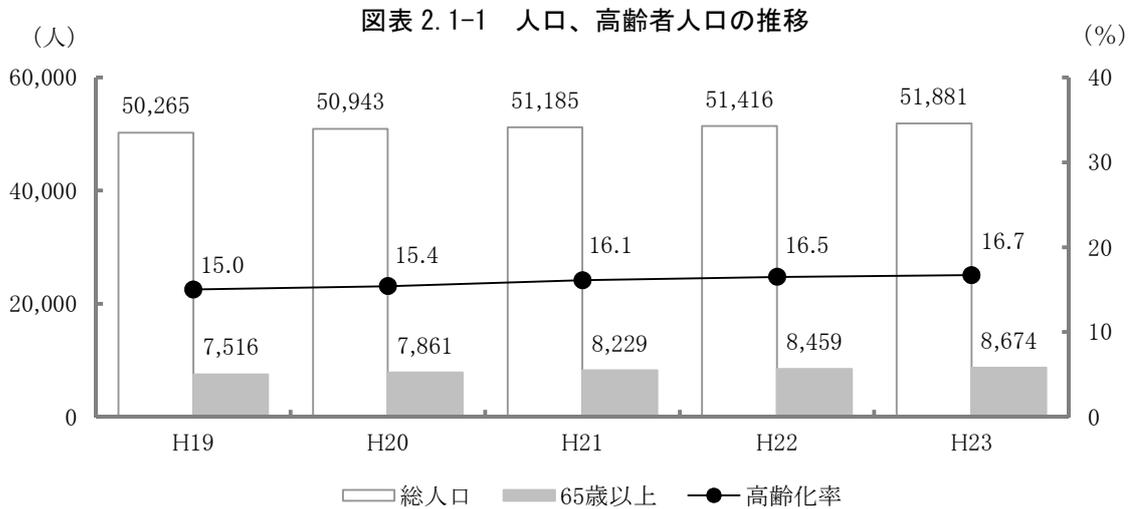
1 人口・世帯の現状

(1) 人口

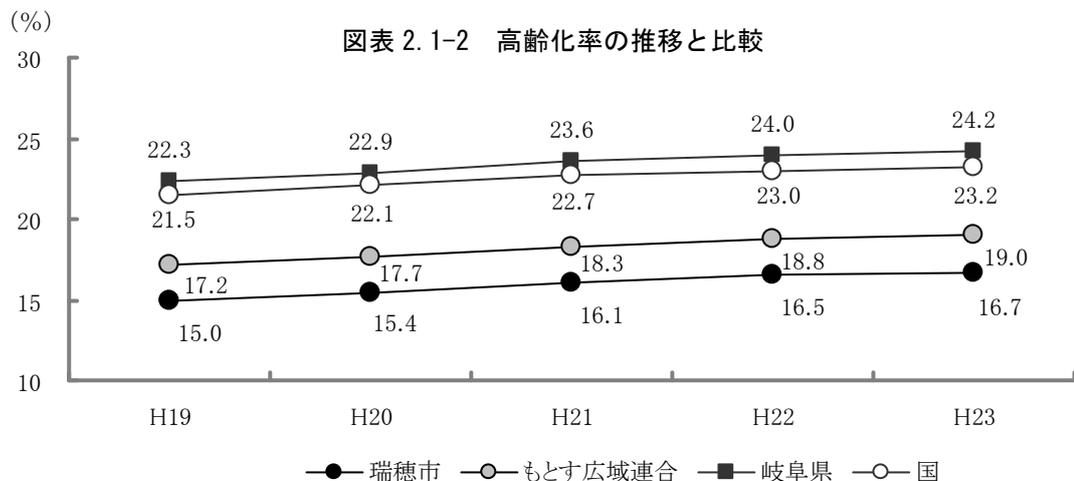
瑞穂市の65歳以上の高齢者数を住民基本台帳及び外国人登録人口で見ると、高齢化率（65歳以上高齢者が総人口に占める割合）が平成19年の15.0%から、平成23年には16.7%と1.7ポイント上昇しています。

高齢者人口は、平成19年の7,516人から平成23年の8,674人へ1,158人増加しています。

また、高齢化率の比較をみると、全国・岐阜県・もとす広域連合を下回って低く推移しているものの、上昇傾向にあることは同様であり、高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳＋外国人登録、岐阜県／岐阜県統計ライブラリ、国／総務省統計局（各年10月1日現在）

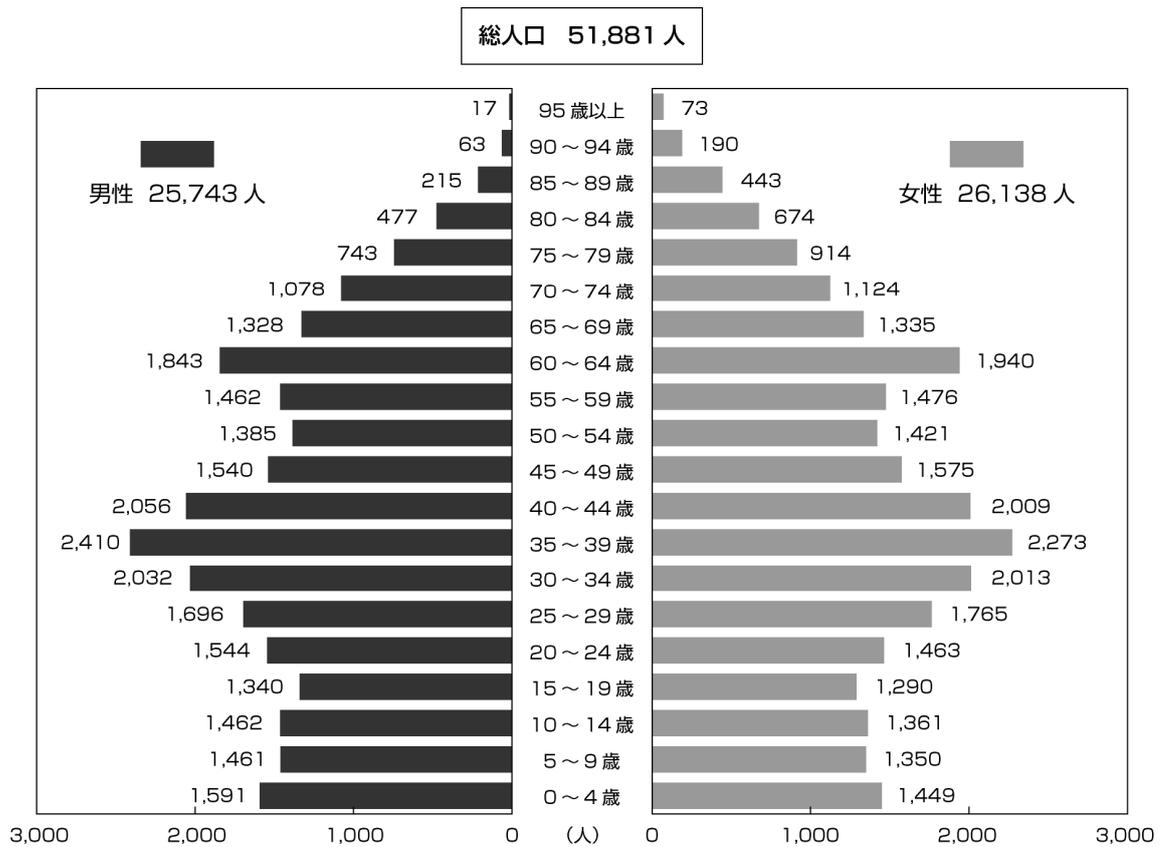
(2) 年齢別人口

瑞穂市の人口は、平成23年4月1日現在で51,881人となっています。内訳は、男性が25,743人、女性が26,138人で女性の人口が男性を上回っている状況です。

年齢別にみると、男女ともに「35～39歳」と「60～64歳」の人口が一時的に増加していることが分かります（第一次・第二次ベビーブーム）。

また、45歳以上は女性が多くなっています。

図表 2.1-3 瑞穂市の人口ピラミッド



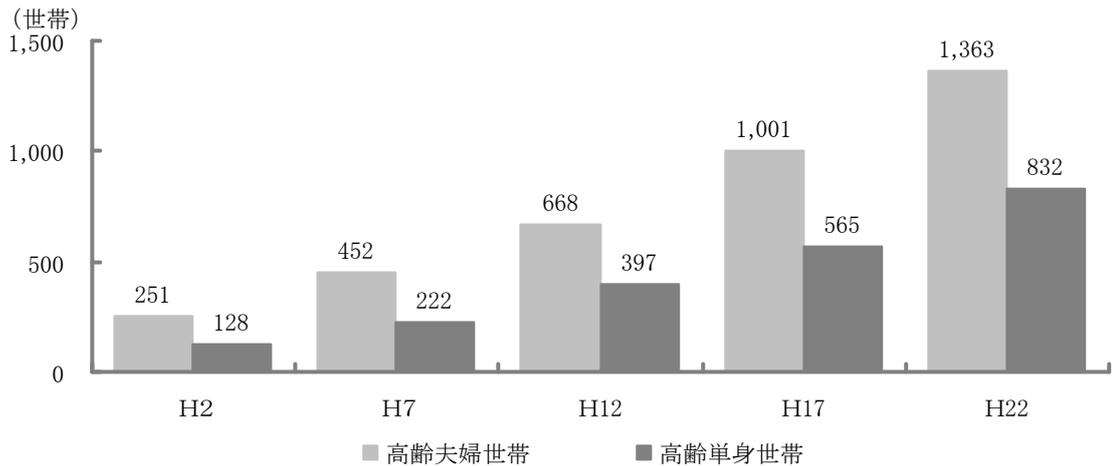
資料：住民基本台帳＋外国人登録（平成23年10月1日現在）

(3) 世帯数の推移

高齢夫婦世帯・高齢単身世帯ともに、年々増加傾向にあります。

また、それぞれの割合でも増加傾向にあり、岐阜県の割合と比較すると、下回って推移しています。

図表 2. 1-4 各高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

※高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの世帯をいう。

※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

図表2. 1-5 各高齢者世帯数の推移と比較

世帯類型	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	(世帯)	12,559	14,790	15,935	17,411	19,356
高齢夫婦世帯	(世帯)	251	452	668	1,001	1,363
	(%)	2.0	3.1	4.2	5.7	7.0
	県 (%)	4.4	6.0	7.8	9.6	11.1
高齢単身世帯	(世帯)	128	222	397	565	832
	(%)	1.0	1.5	2.5	3.2	4.3
	県 (%)	3.0	3.9	5.1	6.3	7.8

資料：国勢調査

※一般世帯とは、下記のものを用いる。

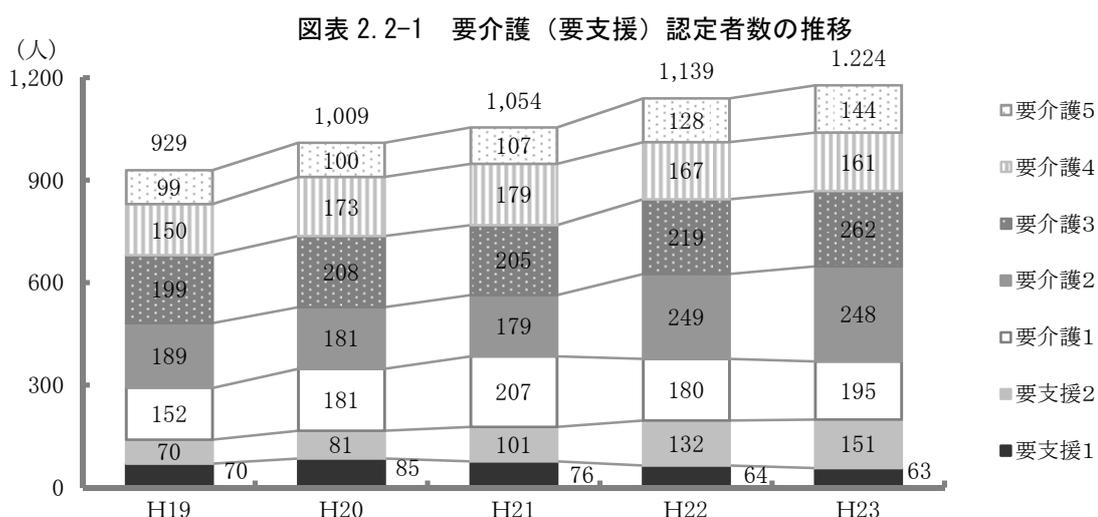
- ①住居と生計をともにしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居をともにする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- ②上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

2 要介護（要支援）認定者の現状

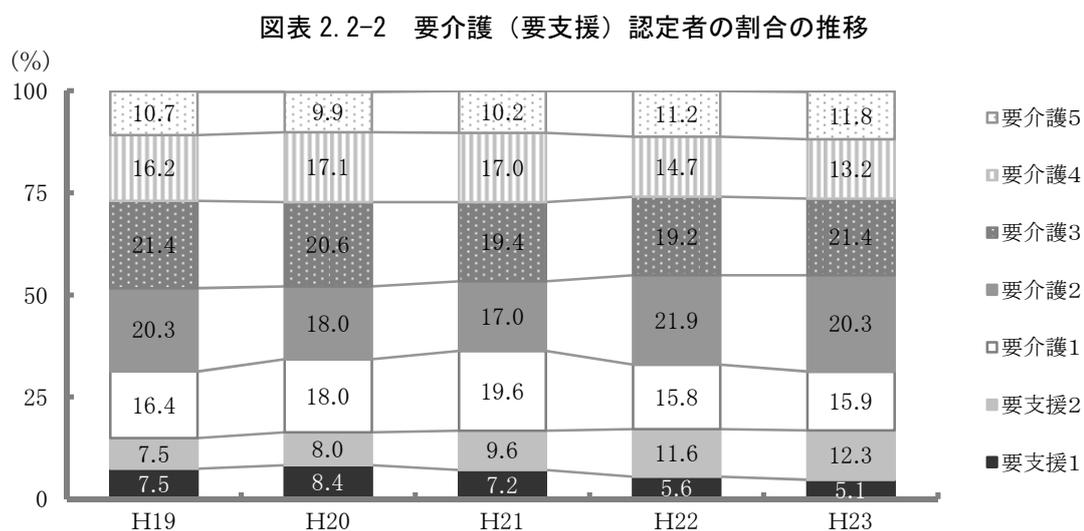
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、平成19年から平成23年にかけて、要介護2では59人、要支援2では81人の増加となっています。

要介護（要支援）認定者の割合では、どの年度においても中度者（要介護2・3）の割合が高く、平成23年には全体の約4割を占めている状況です。



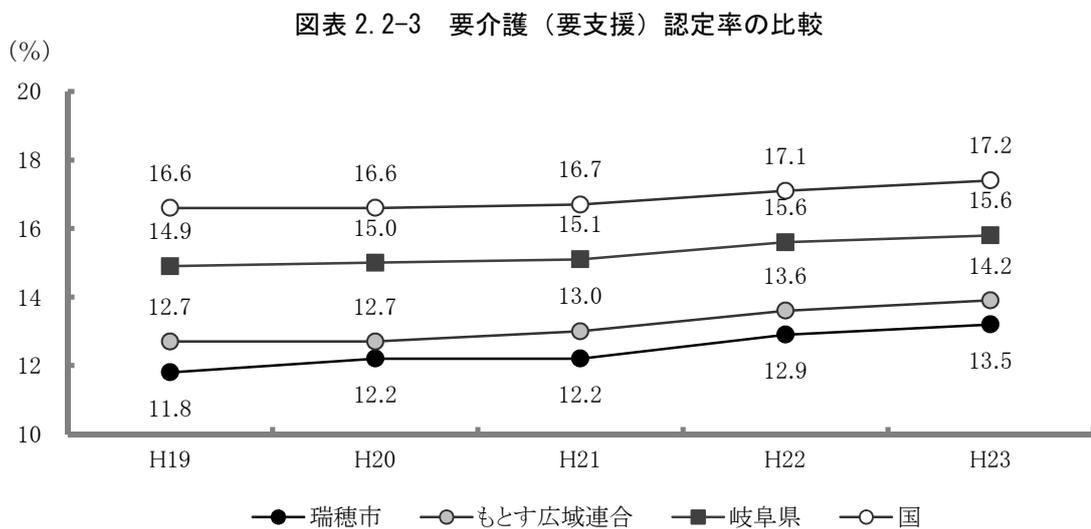
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

(2) 第1号被保険者に占める認定率の推移

要介護（要支援）認定者率は緩やかな増加傾向にあり、平成19年から平成23年にかけて1.7ポイント上昇しています。どの年度においても、もとす広域連合・岐阜県・国に比べて低く推移しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）



3 アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査の概要

① 調査結果について

本調査は、地域包括ケアの充実を目指した「もとす広域連合第5期介護保険事業計画」を策定するうえで、必要な高齢者の現状やサービスのニーズ等の把握を行うため実施したものです。瑞穂市老人福祉計画の策定にあたっては、本調査から得られる地区ごとの高齢者の状態像・ニーズや、高齢者の自立生活を阻む課題（地域課題を含む）を把握する資料としました。

② 調査票の種類と対象者（もとす広域連合にて実施）

a) 日常生活圏域ニーズ調査票

調査対象者	要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者（記名式）
サンプル数	17,096件
抽出方法	全数

b) 要介護等認定者調査票（在宅）

調査対象者	要支援・要介護認定者（在宅生活者）
サンプル数	2,309件
抽出方法	全数

c) 要介護等認定者調査票（施設）

調査対象者	要支援・要介護認定者（施設入所者）
サンプル数	449件
抽出方法	全数

③ 調査期間と調査方法

- 調査期間 平成23年2月22日～3月18日
- 調査方法 郵送による配布・回収

④ 調査票の回収状況

対象者	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
① 日常生活圏域ニーズ調査票	17,096	14,461	84.6
② 要介護等認定者調査票（在宅）	2,309	1,526	66.1
③ 要介護等認定者調査票（施設）	449	275	61.2

（再掲）① 日常生活圏域ニーズ調査の結果の地区別内訳

地区区分	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
瑞穂市	7,389	6,360	86.1

⑤ 集計にあたって

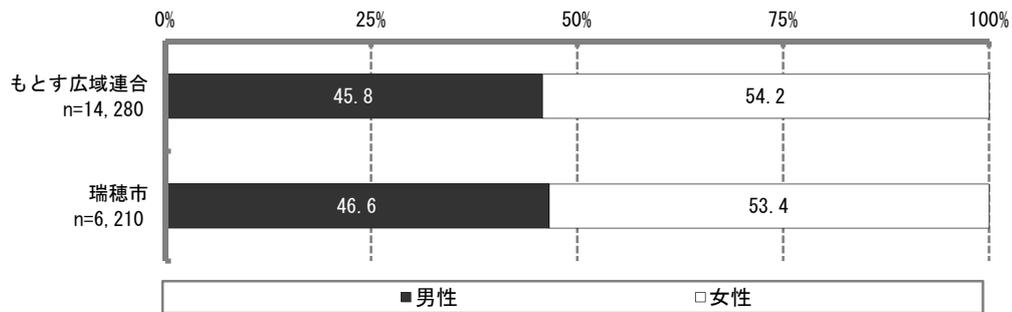
性別、年齢、認定状況等の無回答があるため、全数とは一致しないことがあります。
また、集計表の回答率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

（2）日常生活圏域ニーズ調査結果

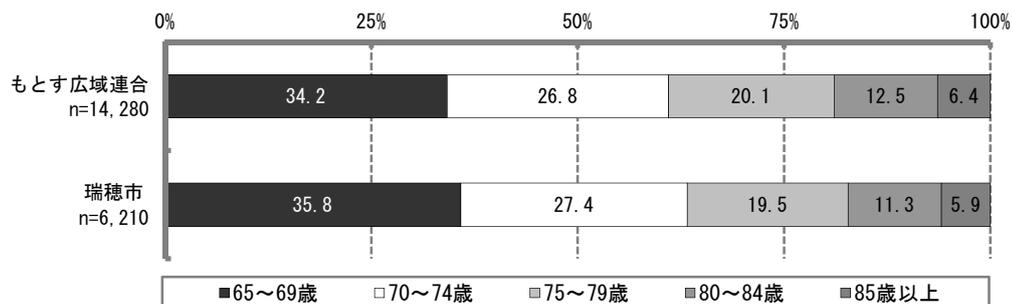
※日常生活圏域ニーズ調査結果より設問項目（瑞穂市のデータのみ）を抜粋

① 宛名のご本人について

図表2.3-1 性別



図表2.3-2 年齢階層



② 家族構成

図表2.3-3 高齢者のいる家族構成

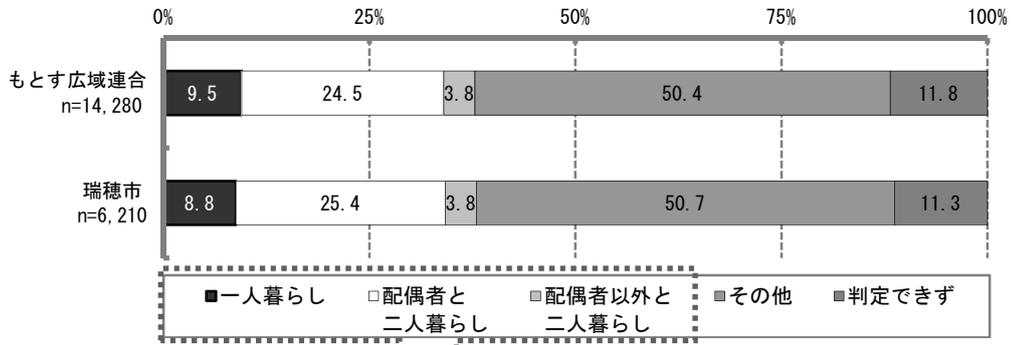
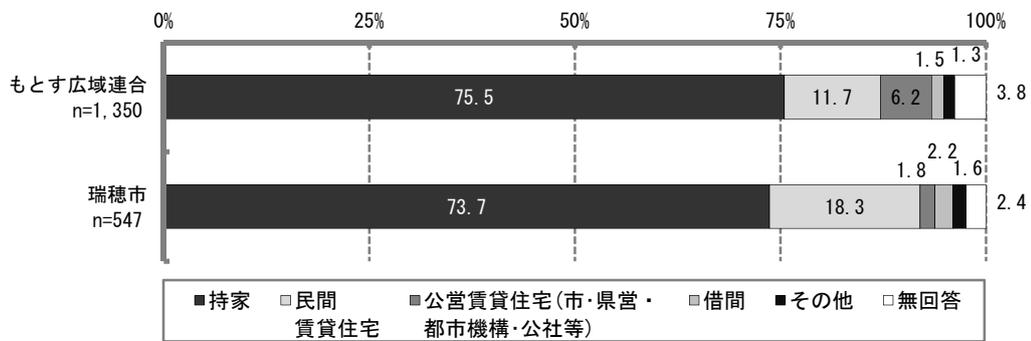
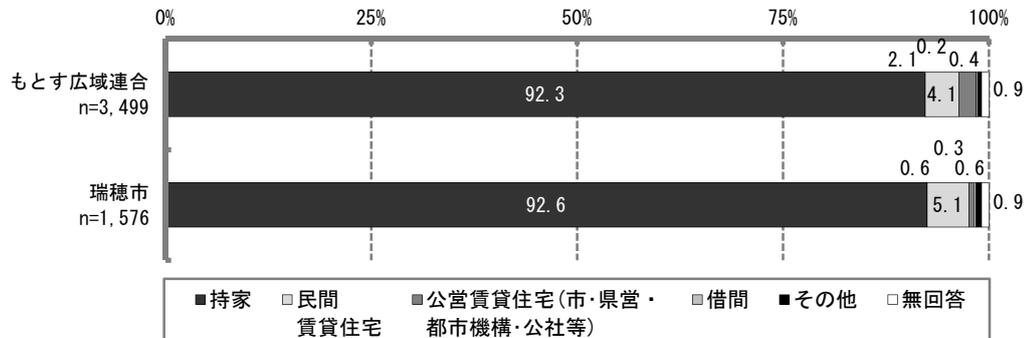


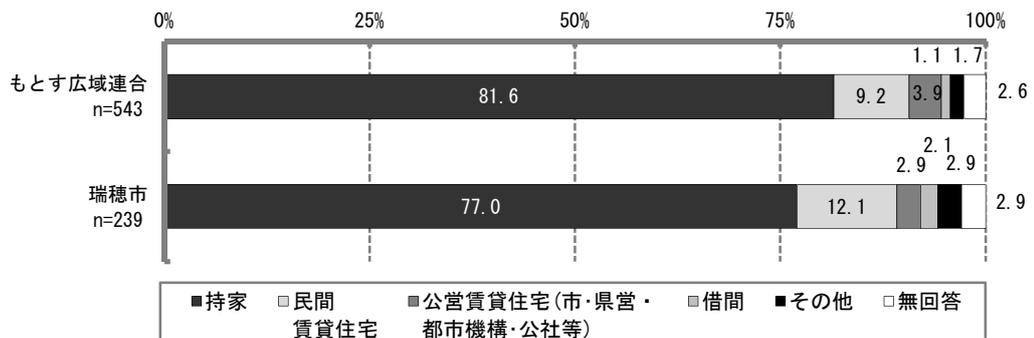
表2.3-4 ひとり暮らしの方の住まい



図表2.3-5 配偶者と二人暮らしの方の住まい



図表2.3-6 配偶者以外と二人暮らしの方の住まい



1) 各種リスク保有割合について

いくつかのリスク項目のうち、25%以上の数値のあるリスク項目は以下の通りです。

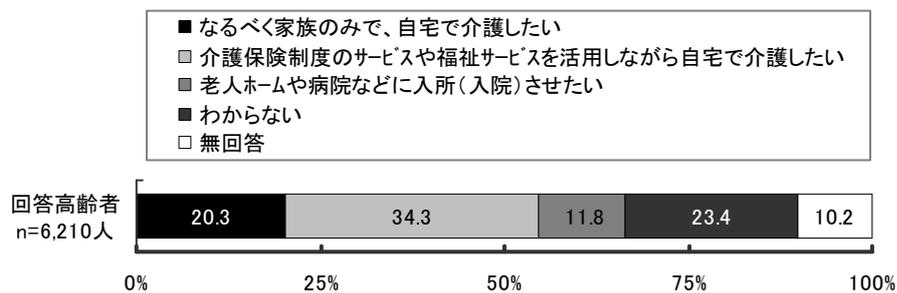
25%以上の数値のリスク項目	瑞穂市	もとす広域連合
生活機能（社会的役割）低下者	38.1%	36.7%
物忘れリスク保有者	35.2%	35.1%
生活機能（知的能動性）低下者	26.8%	27.0%
うつリスク保有者	26.1%	26.2%

2) 介護保険・介護保険料について

一般高齢者への質問で、家族もしくは自分が介護状態になった場合、介護保険サービスを受ける・受けないを含めて「自宅で介護したい」または「自宅で介護を受けたい」がそれぞれ約5割強あり、自宅での介護を希望する方が多いことがわかります。

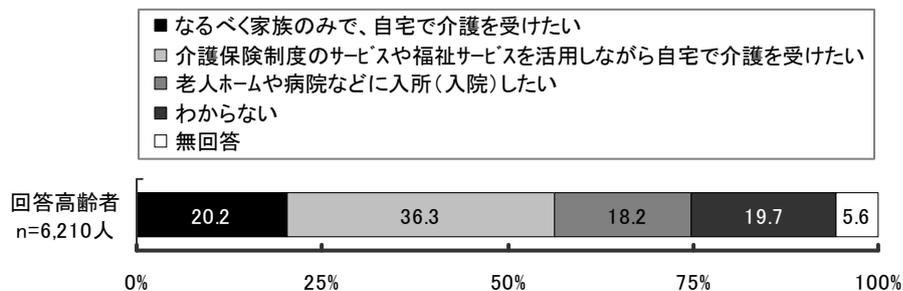
問 家族等に介護が必要となった際、どのようにしたいと思いますか。

図表2.3-7 家族等が要介護となった場合の希望



問 今後、もしあなたご自身が介護を受けることになったら、どのような介護を受けたいと思いますか。

図表2.3-8 自分が要介護となった場合の希望

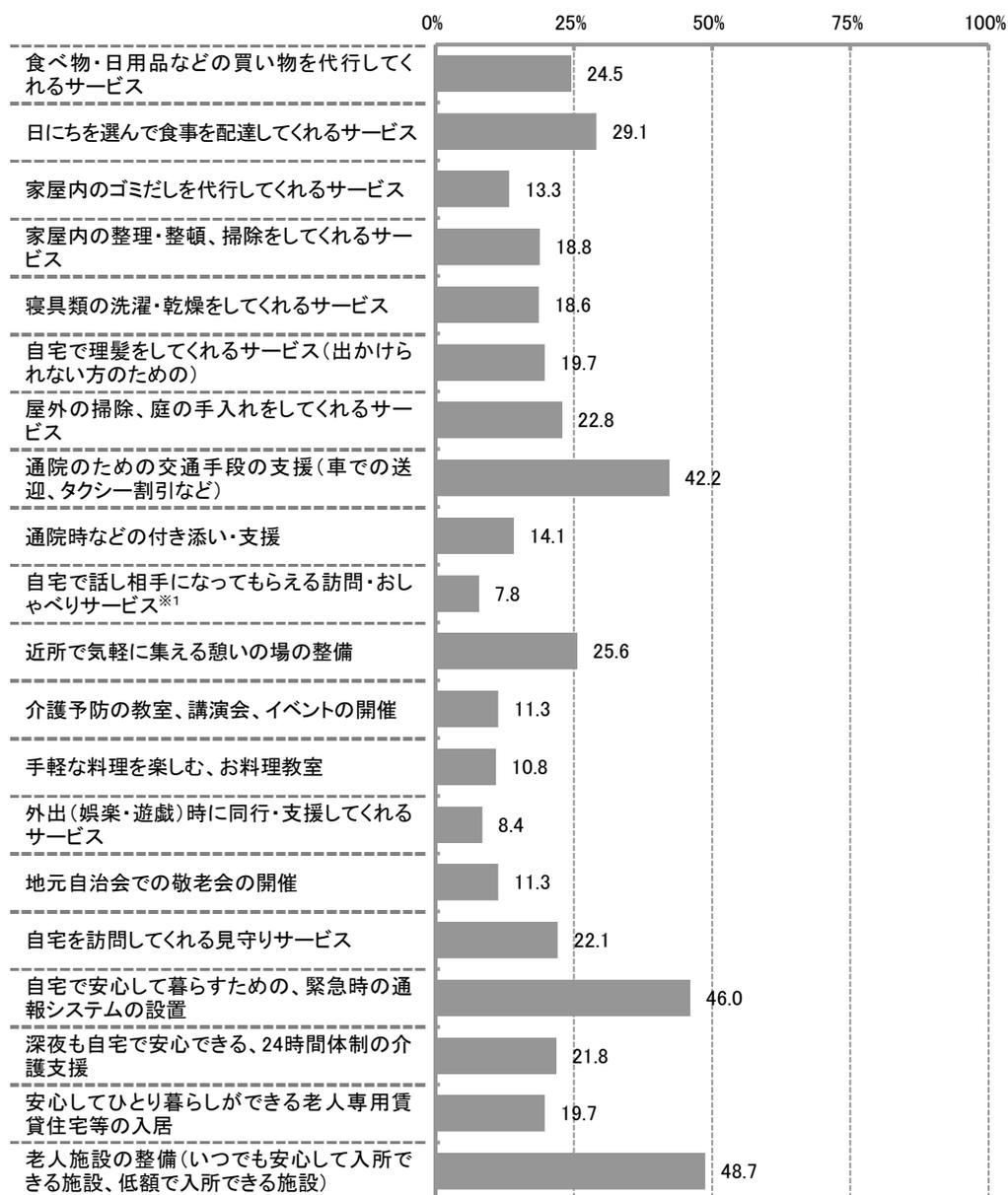


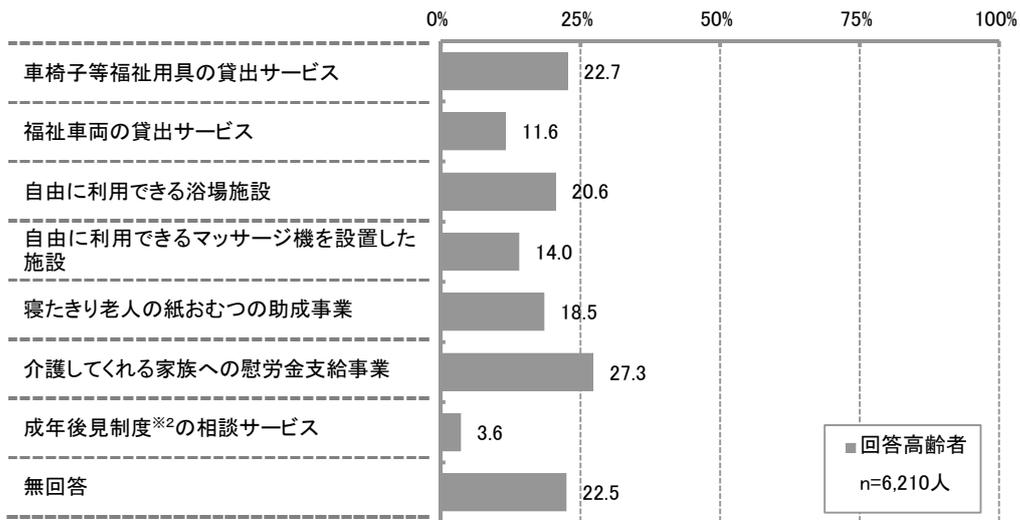
3) サービスの利用について

全体的な回答の傾向として、将来、ひとり暮らしや二人暮らしへの安心（緊急時などの対応を含む）した生活保障と地域で触れ合える場を求めていることが予想されます。

問 どのようなサービスがあったらよいと思いますか。また、利用したいと思いますか。以下から、特に優先して利用したいものから順に10項目程度を選んでください。

図表2.3-9 サービスの利用希望





※1・・・30分程度の雑談・介護者の話相手など

※2・・・成年後見制度とは、認知症などにより、判断能力が不十分になった場合、本人に代わって財産の管理や契約などを行う人を選任してもらう制度

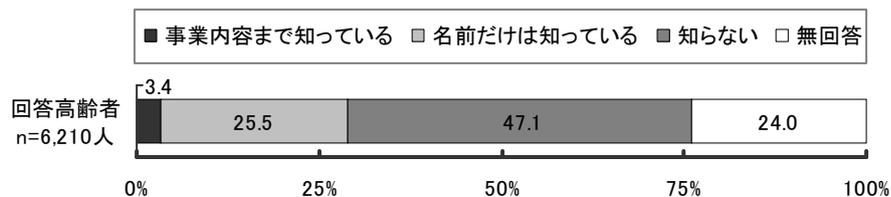
4) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合わせて約7割強あり、また、地域包括支援センターの役割についての周知では、「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」が22.8%と一番高く、他の項目については約1割強となっており、全体的にみるとあまり周知されていない状況がうかがえます。

健康や介護予防について知りたいことでは、「足腰の筋力の低下を防ぐ方法について」や「認知症の予防について」、「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」など、現在、直接身体の運動機能に関わることなど一人では解決しにくい事については興味（不安）をもっていますが、「口腔・歯の健康について」や「心の健康（うつ病など）について」など現状あまり不自由に感じることはないことについては、あまり興味（不安）をもっていない傾向がみえます。

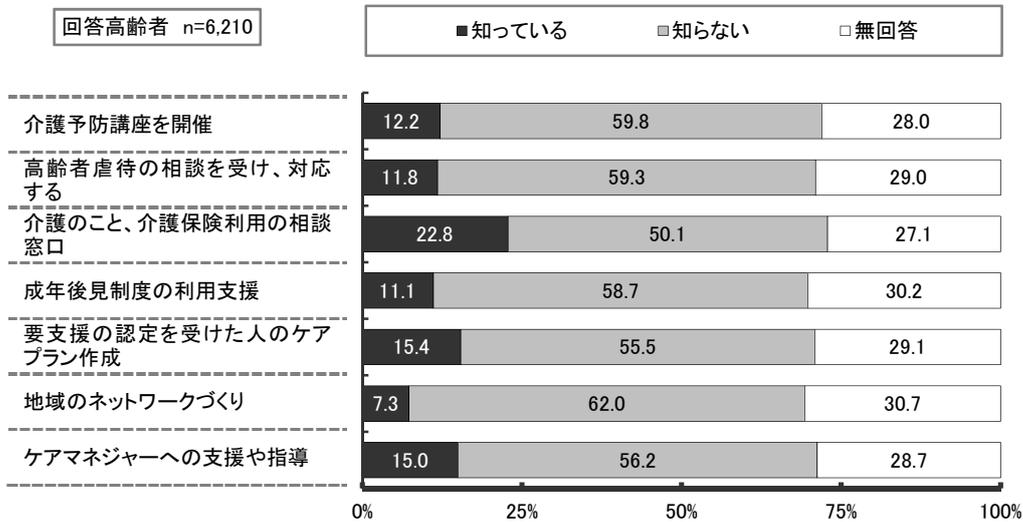
問 「地域包括支援センター」をご存知ですか。

図表2.3-10 「地域包括支援センター」の認知状況



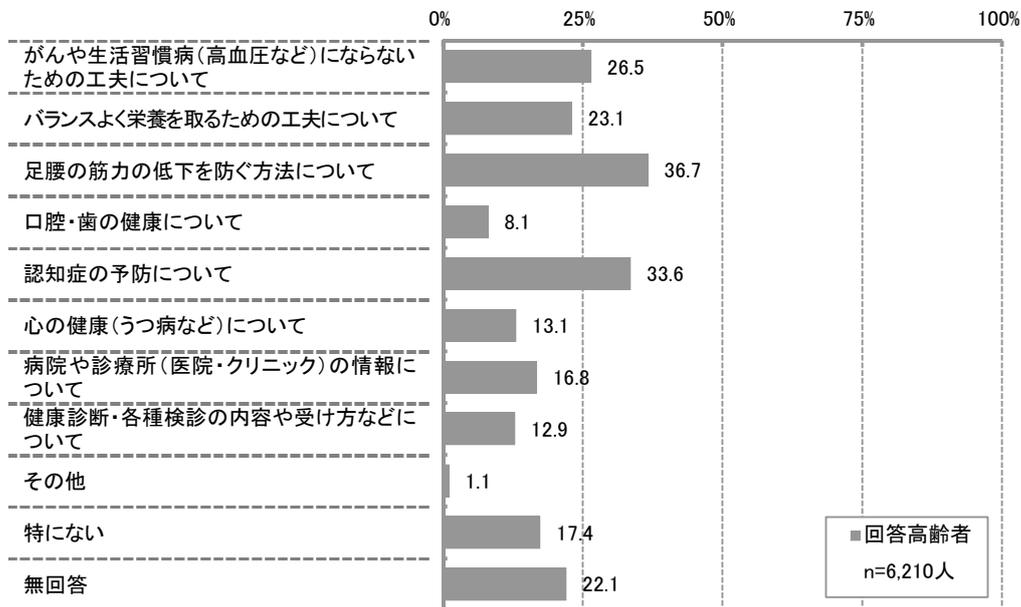
問 「地域包括支援センター」の役割に下記のものがあることをご存知ですか。

図表2.3-11 「地域包括支援センター」の役割の認知状況



問 健康や介護予防について、どのようなことが知りたいですか。
(あてはまるものすべてに○)

図表2.3-12 健康や介護予防について知りたいこと



(3) 要介護認定者（在宅）の調査結果

※要介護認定者（在宅）調査結果より設問項目（瑞穂市のデータのみ）を抜粋

■ 調査回答者の認定者像

項目	内容
回答者	623人
記入者	「家族」が67.1%、「本人」が28.3%
性別	「女性」が66.5%、「男性」が32.1%
年齢	多い項目で「85歳以上」が36.6%、「80～84歳」が20.7%、「75～79歳」が14.6%
家族構成	多い項目で「その他の世帯（同居世帯）」が59.2%、「夫婦ふたり暮らし」が14.6%、「ひとり暮らし」が13.3%
現在の住居形態	主に「持家一戸建て」が91.5%
居住地区	「瑞穂市（穂積地域）」が74.0%、「瑞穂市（巣南地域）」が26.0%
現在、高齢者ご本人の生活の場	主に「自宅」が84.3%

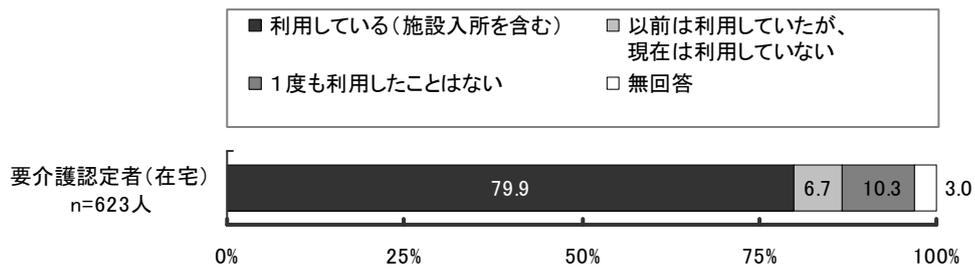


1) 介護保険サービスについて

介護保険サービスを利用していない人の約2割のうち、利用していない理由として、「まだ利用するほど困っていないから」が約3割強、「家族が介護しているから」が約3割弱と合せて約6割の方が介護認定を受けているが介護保険サービスを利用せずに家族等が介護している現状が分かります。

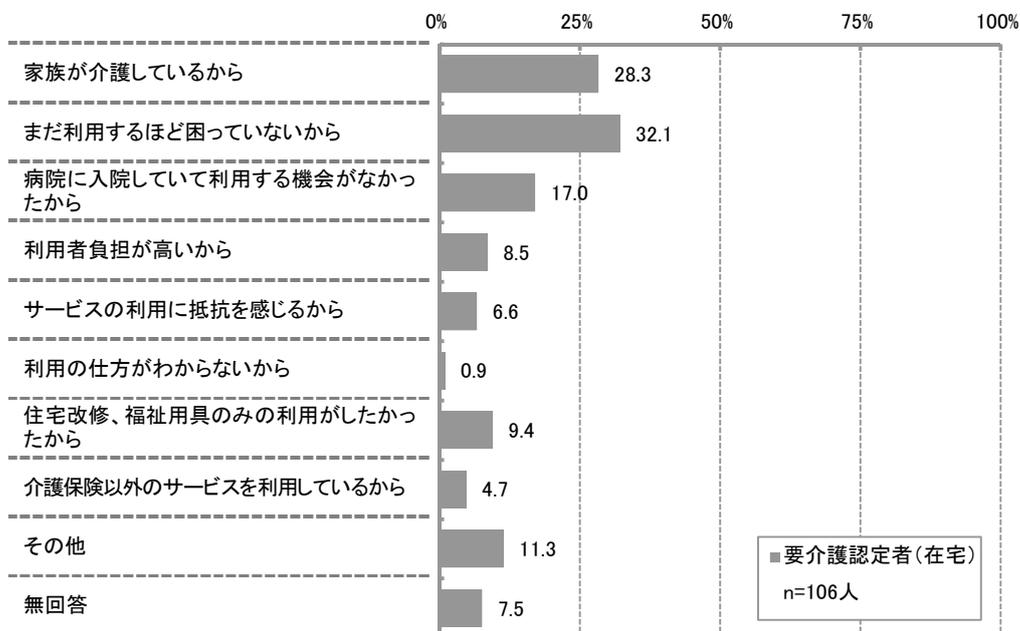
問 現在、介護保険サービスを利用していますか。(ひとつに○)

図表2.3-13 介護保険サービスの利用状況



問 問9で「以前は利用していたが、現在は利用していない」「1度も利用したことはない」のいずれかにお答えの方にお尋ねします。
利用していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表2.3-14 利用していない理由

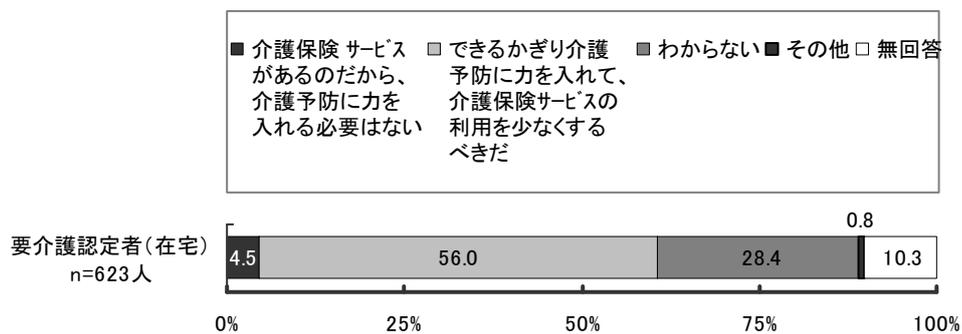


2) 予防事業（介護予防）について

予防事業（介護予防）については、「できるかぎり介護予防に力を入れて、介護保険サービスの利用を少なくするべきだ」が約5割強あり、介護予防についてサービスの要望は、「日常動作の訓練」が41.9%、「高齢者が交流できる場所の提供」が40.6%、「高齢者の筋力向上トレーニング」が39.5%と日常の生活で身体の動きに不自由を感じることや体力の衰えに関する項目の希望が多い傾向にあります。

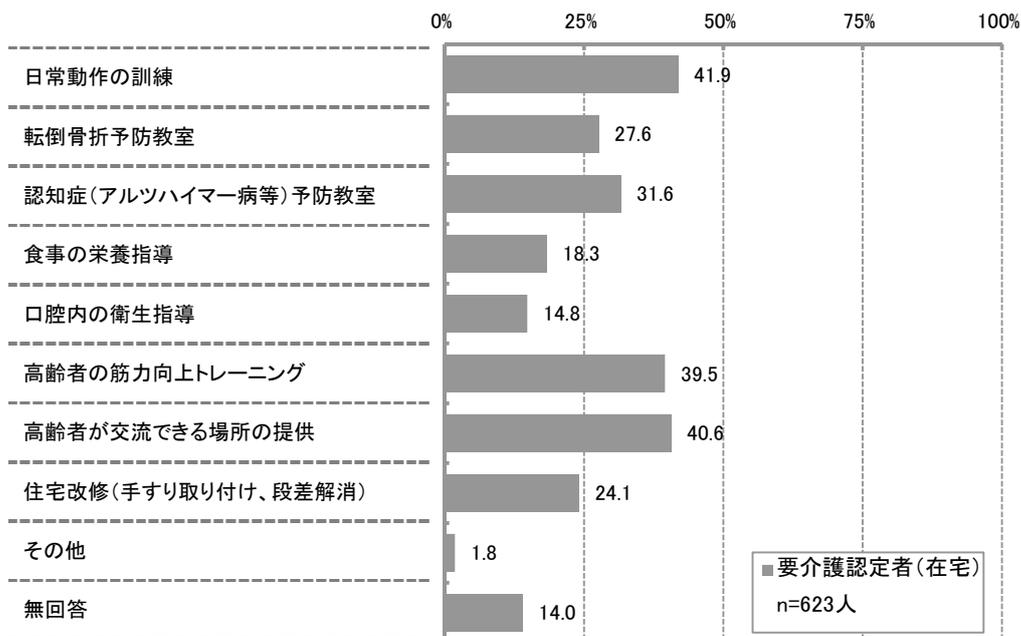
問 あなたは、介護の状態にならないため、また、状態を進行させないための予防事業（介護予防）についてどのように思いますか。（ひとつに○）

図表2.3-15 予防事業（介護予防）について



問 介護予防についてどのようなサービスを望みますか。（あてはまるものすべてに○）

図表2.3-16 介護予防についてサービスの要望



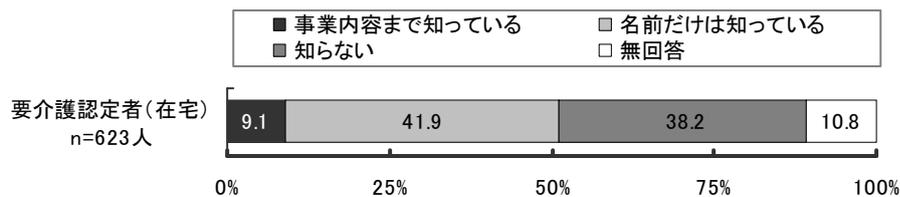
3) 地域包括支援センターの認知度について

地域包括支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合わせて約8割強あり、また、地域包括支援センターの役割についての周知では、「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」が39.8%、「要支援の認定を受けた人のケアプラン作成」が39.0%と直接介護保険サービスに関わる項目は高く、それ以外の項目については約2割弱と低い状況となっています。また、地域包括支援センターの利用については、「利用したことはない」が約6割強、「利用したことがある」が約2割半という状況で、全体的にみるとあまり周知されていない状況がうかがえます。

在宅介護支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合わせて約8割強あり、また、利用については、「利用したことはない」が約8割強、「利用したことがある」が約1割強の状況で地域包括支援センター同様に全体的にあまり周知や利用がされていない状況がうかがえます。

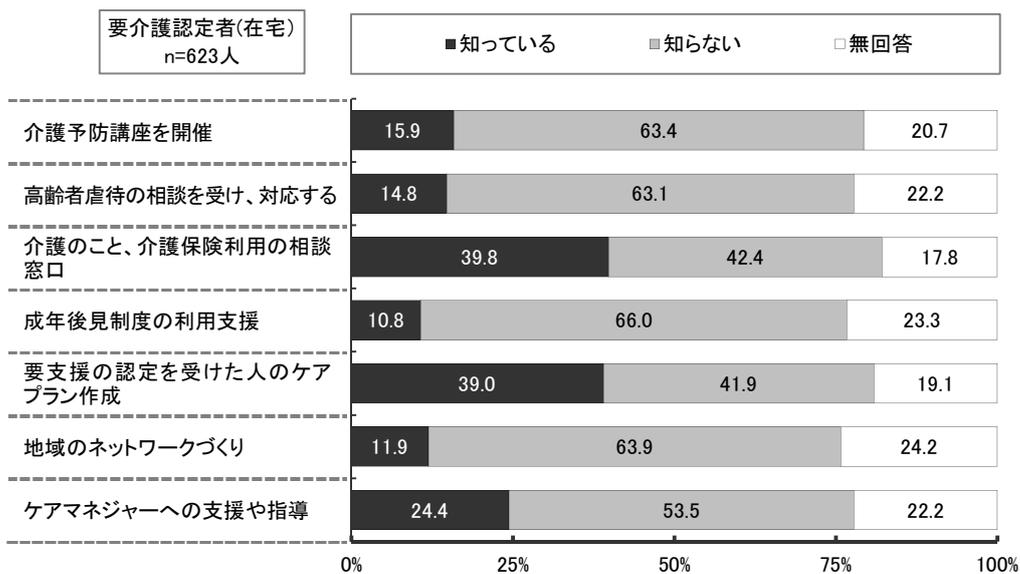
問 あなたは、地域包括支援センターについて知っていますか。(ひとつに○)

図表2.3-17 地域包括支援センターの認知度



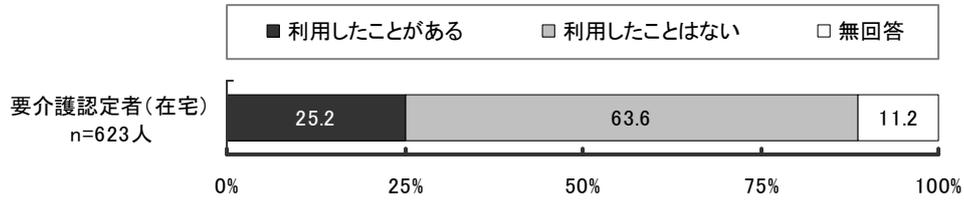
問 「地域包括支援センター」の役割に下記のものがあることを知っていますか。(○はそれぞれひとつずつ)

図表2.3-18 「地域包括支援センター」の役割の認知度



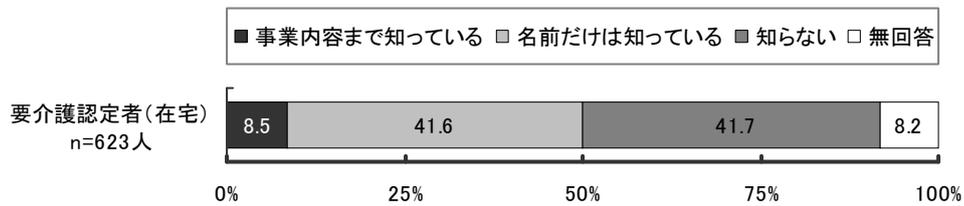
問 あなたは、地域包括支援センターを利用したことがありますか。
(ひとつに○)

図表2.3-19 地域包括支援センターの利用について



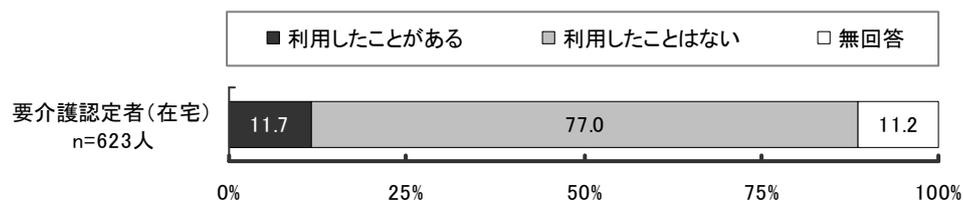
問 あなたは、在宅介護支援センターについて知っていますか。(ひとつに○)

図表2.3-20 在宅介護支援センターの認知度



問 あなたは、在宅介護支援センターを利用したことがありますか。(ひとつに○)

図表2.3-21 在宅介護支援センターの利用について





4) 介護者について

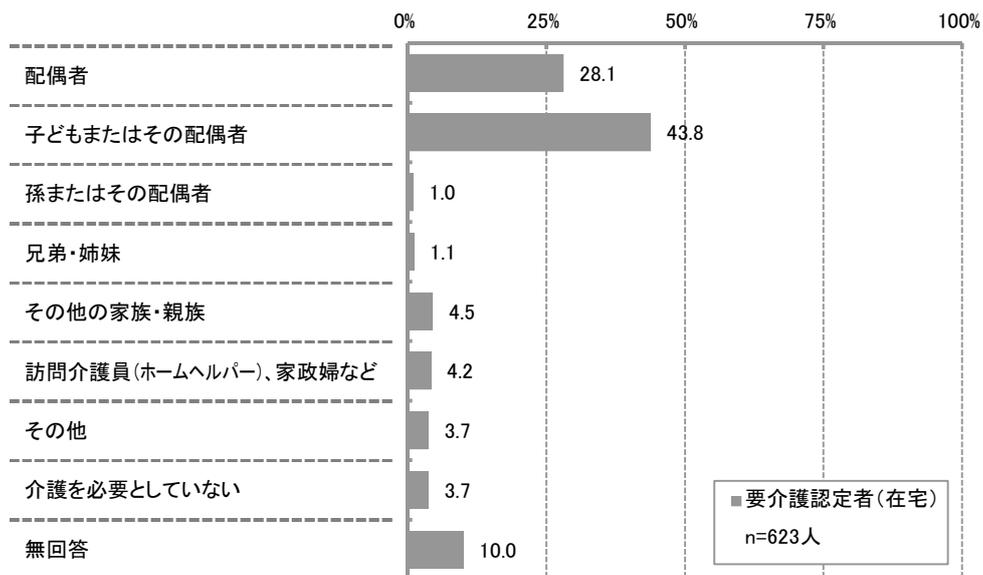
日常、主に介護をしている人（介護者）は、「子どもまたはその配偶者」が 43.8%、「配偶者」が 28.1%で、その介護している人（介護者）が困っていることでは、「心身の負担が大きい」が 51.9%、「自分の時間がもてない、自分の仕事ができない」が 39.7%と介護者の心身への負担の大きさがうかがえます。

また、介護方法の研修参加の状況では、参加したことが「ない」人が 83.8%、参加したことが「ある」人が 12.3%と参加したことが無い人が多い状況となっています。在宅介護の基本的な知識や技術を習得する研修や講習会への参加意向では、「参加したい」が 26.2%、「参加したくない」が 14.3%、「わからない」 53.0%と「わからない」人が多い状況となっています。

この調査結果のみで見れば、介護方法や在宅介護の基本的な知識や技術の習得についての趣旨など、少しでも介護者に理解していただくために周知等を行い、参加していただくことにより、介護者の心身への負担の軽減等につながる対応策も考えられます。

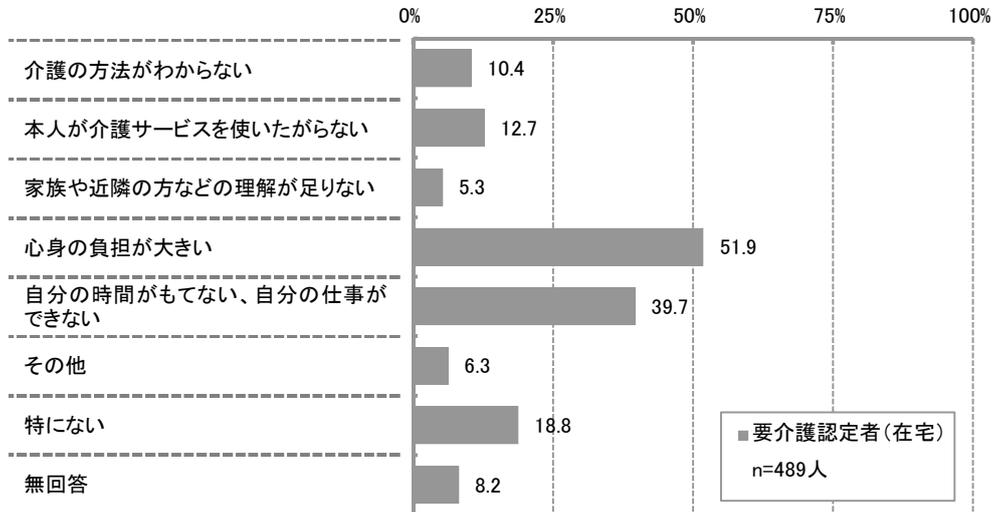
問 日常、主に介護している方は、どなたですか。（ひとつに○）

図表2.3-22 日常の主な介護者



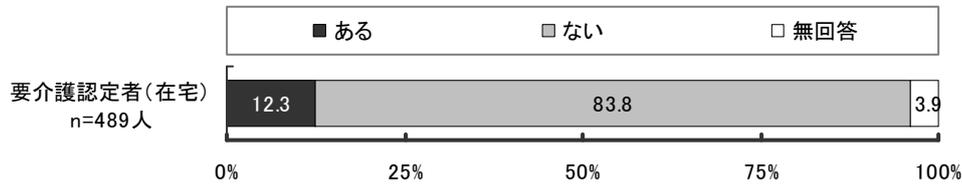
問 介護している方（介護者）が、困っていることは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

図表2.3-23 介護している方（介護者）が、困っていること



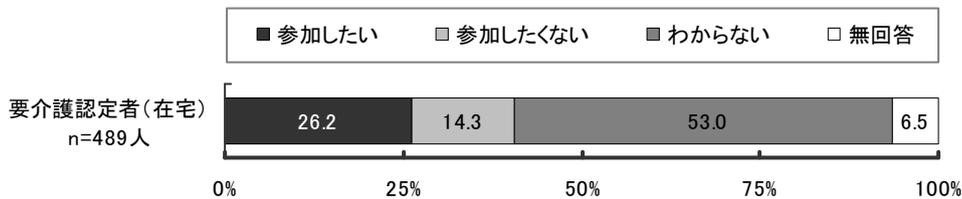
問 これまでに、介護方法の研修などを受けたことがありますか。（ひとつに○）

図表2.3-24 介護方法の研修参加の有無



問 あなたは、在宅介護の基本的な知識や技術を習得する研修や講習会があれば、参加したいと思いますか。（ひとつに○）

図表2.3-25 研修や講習会への参加意向



(4) 要介護認定者（施設）の調査結果

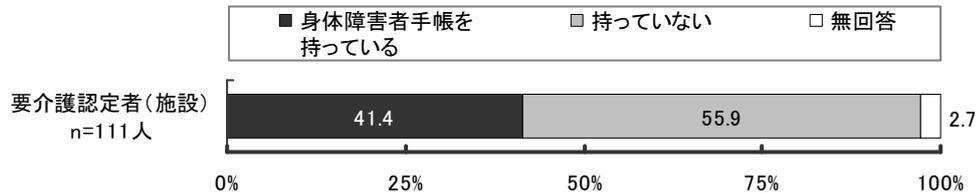
※要介護認定者（施設）調査結果より設問項目（瑞穂市のデータのみ）を抜粋

■ 調査回答者の認定者像

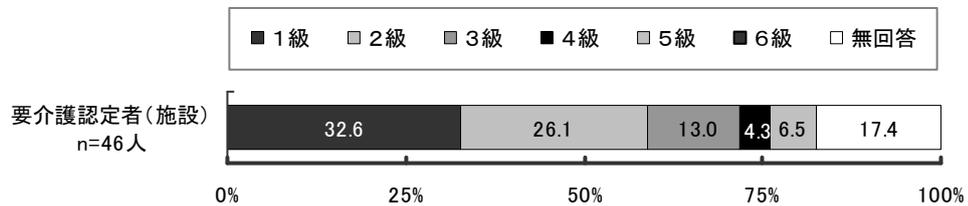
項目	内容
回答者	111人
記入者	「家族」が83.8%、「本人」が9.9%
性別	「女性」が72.1%、「男性」が27.9%
年齢	多い項目で「85歳以上」が49.5%、「80～84歳」が18.0%、「40～64歳」が16.2%
家族構成	多い項目で「その他の世帯（同居世帯）」が45.0%、「ひとり暮らし」「本人とその他の高齢者（65歳以上）のみの世帯」が各19.8%
現在の住居形態	主に「持家一戸建て」が72.1%
居住地区	「瑞穂市（穂積地域）」が67.6%、「瑞穂市（巣南地域）」が32.4%
現在、高齢者ご本人の生活の場	多い項目で「介護老人福祉施設」が52.3%、「介護老人保健施設」が36.0%

問 身体障害者手帳をお持ちですか。（ひとつに○）

図表2.3-26 身体障害者手帳を持っている



図表2.3-27 身体障害者手帳の階級



※「6級」は回答がありませんでした。

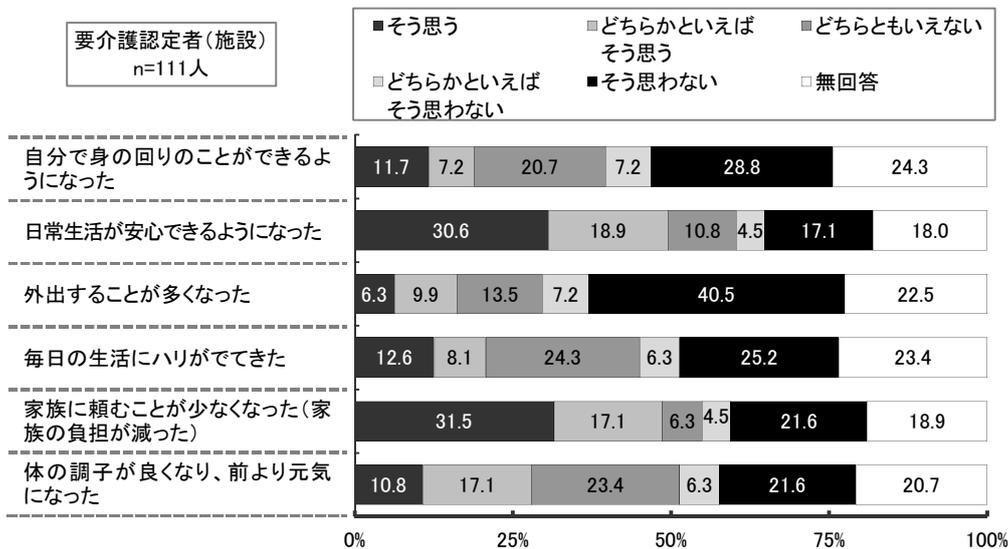
1) 介護保険サービスの利用等について

介護保険サービスの利用による自身の生活の変化では「家族に頼むことが少なくなった（家族の負担が減った）」が31.5%、「日常生活が安心できるようになった」が30.6%と介護者への負担や自身への不安が少なくなっていますが、介護保険サービスの利用による自身の生活の変化が無い（「そう思わない」）の割合順にみると、「外出することが多くなった」が40.5%、「自分で身の回りのことができるようになった」28.8%など自分自身行動をすることが少なくなっている傾向もうかがえます。

また、介護が必要になった主な原因では、「脳出血などの脳血管障害」が29.7%、「高齢による身体的機能の衰え」が27.0%となっています。

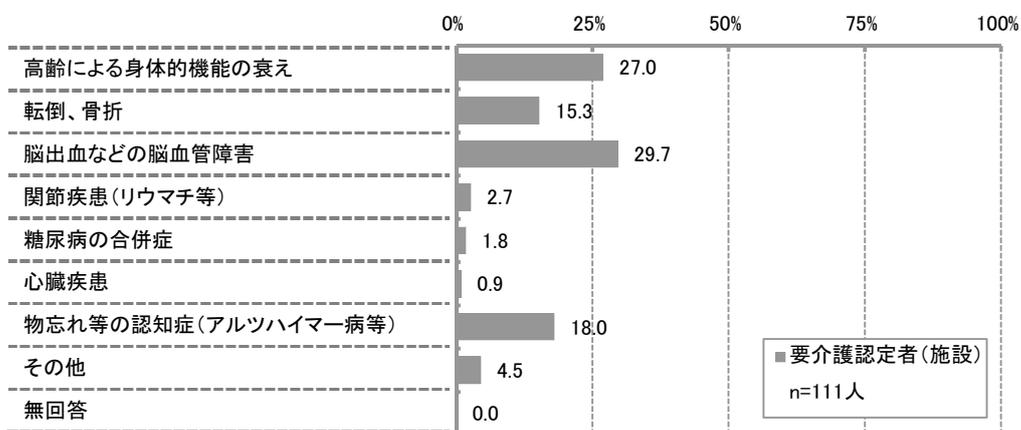
問 介護保険サービス（在宅での利用時期を含む）を利用することにより、あなたご自身の生活にどのような変化がありましたか。（○はそれぞれひとつずつ）

図表2.3-28 介護保険サービスの利用による自身の生活の変化



問 介護が必要になられた主な原因は何ですか。（ひとつに○）

図表2.3-29 介護が必要になった主な原因

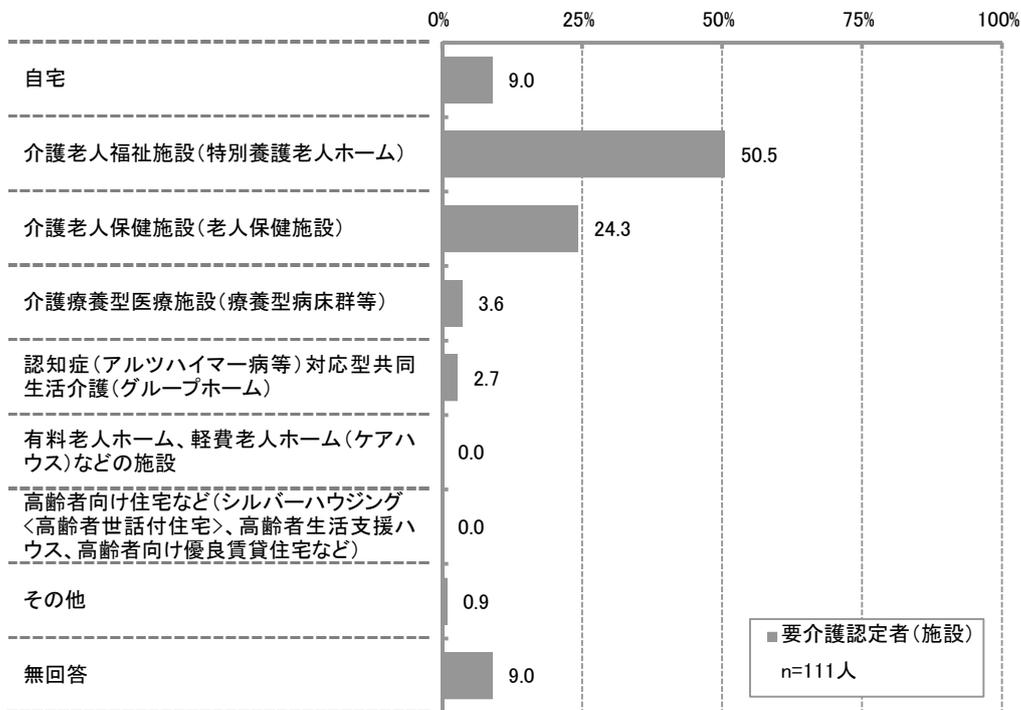


2) 今後の生活場所について

今後の生活場所では、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が 50.5%、「介護老人保健施設（老人保健施設）」が 24.3%、「自宅」が 9.0%と施設への希望が多い状況です。地域の身近な場所でサービスを利用するため必要なサービスや施設の希望では、「小規模な特別養護老人ホーム」が 45.9%、「訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスが地域の身近な場所で利用できる施設」が 34.2%、「夜間に突然介護が必要になるなど、緊急時に介護サービスを利用できるサービス」が 33.3%と、約4割半が小規模な施設への入所希望となっています。

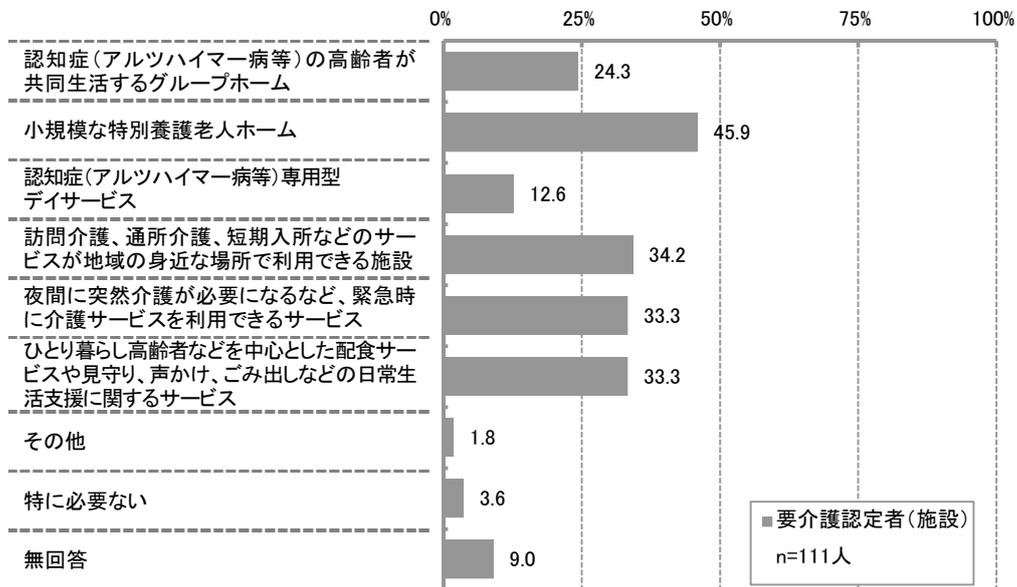
問 あなたは、今後、どこで生活したいとお考えですか。（ひとつに○）

図表2.3-30 今後の生活場所



問 地域の身近な場所でサービスを利用するためには、どのようなサービスや施設が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

図表2.3-31 地域の身近な場所でサービスを利用するため必要なサービスや施設



▶ ◀ 第 3 章 ▶ ◀

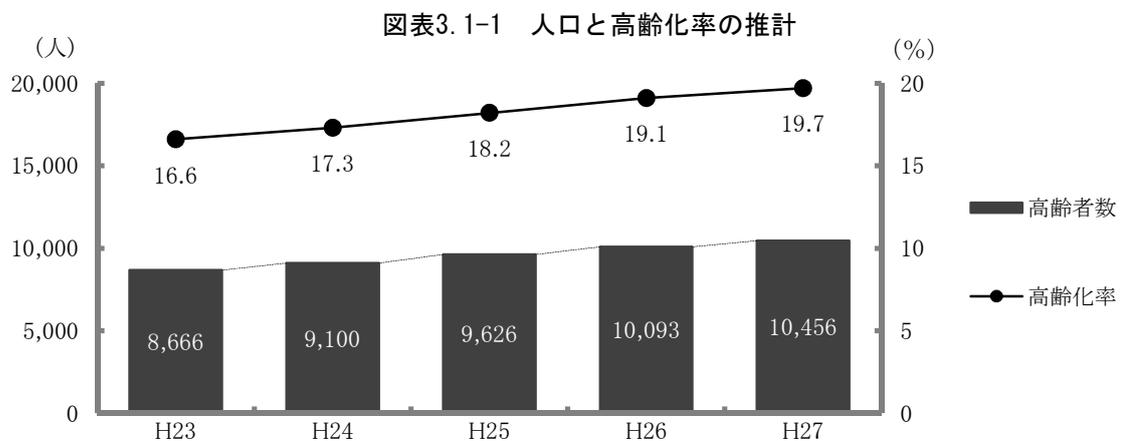
計画の推進

第3章 計画の推進

1 高齢者の将来推計

(1) 高齢者数の将来推計

国勢調査および住民基本台帳の過去5年間（平成18～22年の各年10月1日現在）の人口に基づきコーホート要因法により推計し、計画期間中の人口推計（年齢階級別）を行っています。



図表3.1-2 年齢区分別の推計

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数 (人)	52,350	52,583	52,782	52,978	53,139
0-14歳 (人)	8,548	8,450	8,366	8,278	8,211
15-64歳 (人)	35,136	35,033	34,790	34,607	34,472
65歳以上 (人)	8,666	9,100	9,626	10,093	10,456

コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホート（同年または同期間に出生した集団）について、「自然増減」（出生と死亡）および「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

2 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

本市においても高齢化率は経年的に増加傾向にあると同時に担い手となる年少人口の減少により、さらなる高齢者の問題が地域社会にとって重要な課題となっていくことが予想されます。そのため、高齢者が安心して健康で生きがいを持って暮らせる環境を実現することが重要となっています。健康づくりや介護予防を通じて生きがいを持ち、健康寿命を延ばすとともに、高齢者の生活を地域ぐるみで様々な形で支え、助け合えるような市民参加による地域コミュニティの実現を目指していくことが、この計画の目指すところです。

こうした考えから、これからもこの計画の基本理念を「誰もが楽しく生き活きと暮らせるまちづくり」としていきます。

基 本 理 念

誰もが楽しく生き活きと暮らせるまちづくり

(2) 基本目標

① 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 包括的支援のための環境づくり

高齢者が安全かつ安心して住み慣れた地域での生活を継続するためには、災害時などの緊急対応を含め、必要な時に必要な相談や情報提供を受けることができ、迅速な対応がなされる医療・介護・福祉・住居の連携による体制を整備します。

また、要介護者および要支援者を含む日常生活に支援を必要とする高齢者および介護者の視点に立った柔軟な対応ができる福祉サービス等の充実を図ります。

2) 介護予防への取り組みの充実

今後、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、充実した介護予防の取り組みが重要と考えます。各種介護予防事業の周知を図るとともに、要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防の推進に取り組みます。

② 地域で支えるまちづくり

1) 高齢者が元気でいきいき活躍できるまちづくり

高齢者が働く、楽しむ、地域活動を行うことなど、生きがいをもった生活を送ることができるとともに、地域社会への貢献が期待されています。

こうしたことから、老人クラブをはじめとする活動や生涯学習の場や仲間づくりの機会の確保に努めるとともに、高齢者の知識や経験を地域活動に生かすことにより、高齢者の生きがいづくりへの支援や社会参加の促進を図ります。

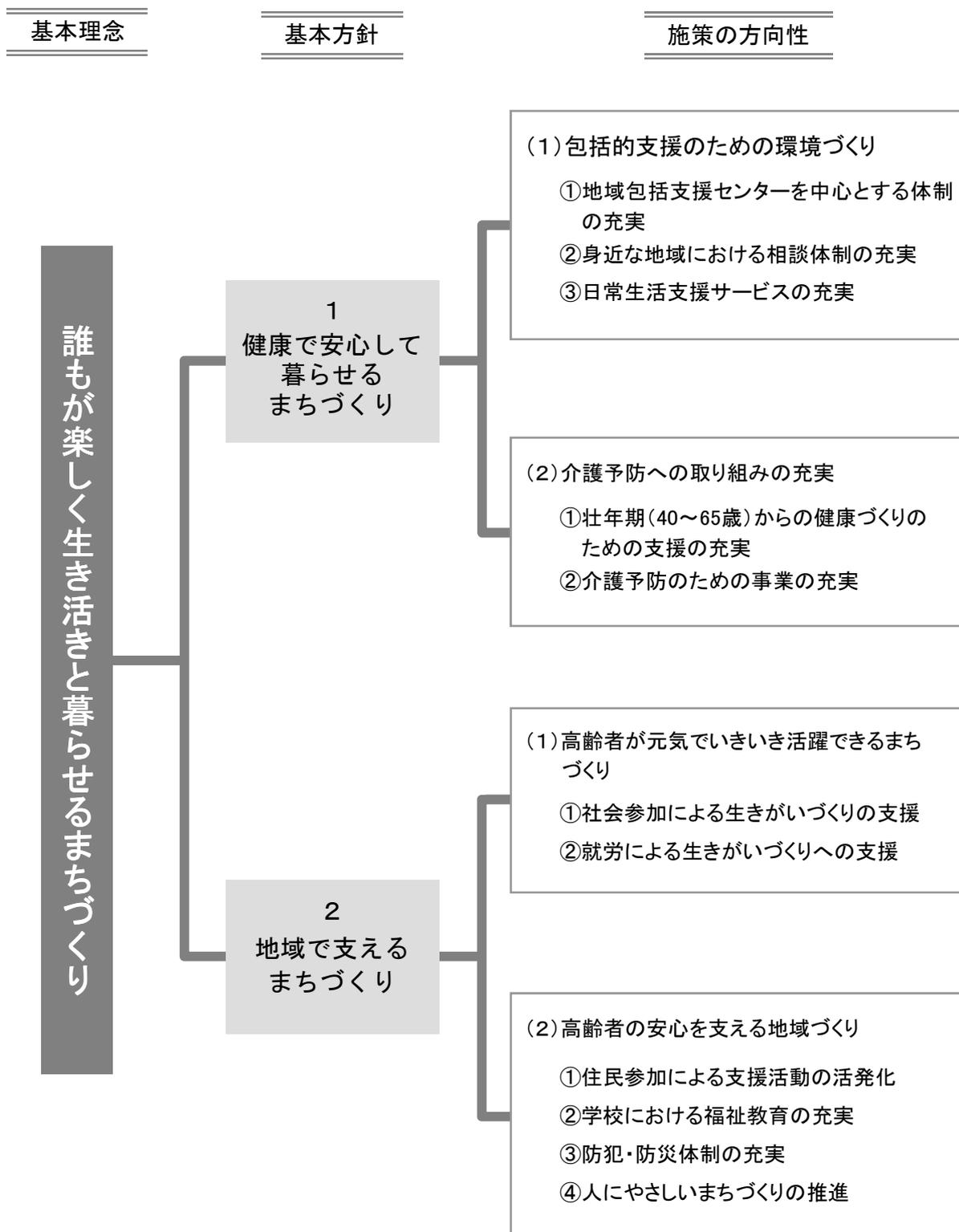
2) 高齢者の安心を支える地域づくり

高齢者が地域で暮らし続けるために、地域での安全や安心で質の高い生活を送るための生活環境づくりを整備します。

このため、関係各課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、保健所、警察署、消防署、医療機関、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなど、地域社会を支える関係機関および団体、さらには地域住民も含めた連携、協力の体制の構築を進めていきます。



3 計画の体系図



▶ ◀ 第 4 章 ▶ ◀
基本項目と施策の方向

第4章 基本項目と施策の方向

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 包括的支援のための環境づくり

① 地域包括支援センターを中心とする体制の充実

地域包括ケアの推進における地域の支援体制の拠点として、平成18年に地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターでは、主に「介護予防ケアマネジメント」「総合的な相談支援」「高齢者の権利擁護事業」「包括的・継続的マネジメント事業」などを行っています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置しています。

今後も、地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう（地域包括ケアの推進）、地域における保健・医療・福祉など関係機関との連携づくりを推進します。

▶ 具体的な取り組み

■ 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターでは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要な相談・援助を行っています。
今後も継続して地域に密着した活動が行えるよう支援します。
- ・市および社会福祉協議会が行う高齢者向けのサービスが掲載された情報誌「シルバー便利帳」（年1回更新したもの）やホームページ等を活用し、広く周知を図っていきます。

■ 在宅介護支援センター

- ・在宅介護支援センターでは、高齢者およびその家族の在宅介護、予防、生活支援等の各種相談に応じたり、地域の高齢者の実情を把握するため、実態把握訪問を行っています。

■ 地域包括ケア会議（小地域ケア会議）

- ・地域包括支援センターでは、個別ケースに係る支援内容の検討、地域課題の把握と連絡調整を目的とし、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員等から構成される会議を、市と連携し開催・運営していきます。



② 身近な地域における相談体制の充実

現在、地域包括支援センターを中心に、地域において展開されている窓口および個別訪問による相談体制の充実に努めるとともに、地域で支援を必要とする高齢者を把握し、適切なサービスの利用および措置、地域の見守りなどへつなげていけるよう関係機関と連携を強化していきます。

また、幅広い分野にわたる様々な相談に対応できるよう各種相談を定期的に行っていきます。

■ 各種相談事業

事業名	事業内容
①心配ごと相談	民生委員・児童委員による相談を実施していきます。
②無料法律相談	弁護士による相談を実施していきます。
③女性のための法律相談	女性弁護士による相談を実施していきます。
④心の健康相談	臨床心理士による相談を実施していきます。
⑤人権相談	人権擁護委員による相談を実施していきます。
⑥行政相談	行政相談員による相談を実施していきます。

③ 日常生活支援サービスの充実

在宅生活の継続性を図るために、支援を必要とする高齢者のニーズにあわせた、総合的な福祉サービスの充実を図ります。

地域包括ケアの推進に向け、介護保険サービスとともに、介護保険では対応できない日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守り等が必要となります。介護者や要介護・要支援状態になった高齢者も含めた地域での生活を支援するため、介護保険外のサービスの充実を図ります。

また、高齢者が必要なときに必要に応じてサービスの利用ができるように情報提供を引き続き行います。

▶ 具体的な取り組み

■ 軽度生活援助事業（いきいきヘルパー）

- ・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象として、自己負担で訪問介護員を派遣します。軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅における自立した生活を支援し、要介護状態への進行を予防します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	12	13	10	10
延べ利用回数（回）	456	392	247	250

■ 日常生活用具給付事業

- ・概ね65歳以上の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等を対象として、火災警報器・自動消火器・電磁調理器等の福祉用具を給付します。ただし、世帯状況により自己負担があります。

■ 生活管理指導短期宿泊事業（養護老人ホームのショートステイ）

- ・基本的な生活習慣等が欠如した概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導や支援を行います。

■ 居宅介護者慰労事業

- ・要介護認定において要介護3以上と判定されて6か月以上経過している人等を対象として、短期入所サービスを利用した場合（6か月の間に施設等へ入所していないこと。）で、対象月のサービス利用日数の合計が11日未満の人に、自己負担額の一部を助成し、家族介護の負担軽減を図ります。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	38	28	34	40

■ 老人日常生活用品購入費助成事業（紙おむつ）

- ・家族介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、自宅において、寝たきりまたは認知症の状態にあり、常時介護を必要とする概ね65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつの購入費を助成します。新規申請者は、保健師等が訪問し、実態調査をします。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	146	152	175	180

■ 緊急通報体制支援事業

- ・概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または寝たきり高齢者等を抱える高齢者のみの世帯を対象として、家庭での急病や事故に備えて、緊急通報装置を設置し、高齢者の安全確保を図るとともに、安否確認や相談を受けることにより、日常生活の不安を軽減します。通話料金および電池料金のみ利用者負担となります。新規申請者は、保健師等が訪問し、実態調査をします。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	187	205	214	260



■ 短期入所生活介護特別事業

- ・介護保険利用対象者およびその人を介護している家族が、疾病等にかかるなどの理由により在宅における介護ができない場合に、一時的に短期入所生活介護を行います。負担額は要介護状態により異なります。

■ 寝具洗濯・乾燥消毒サービス

- ・市社会福祉協議会では、寝たきり高齢者のいる世帯やひとり暮らし高齢者で寝具の乾燥等が困難な人を対象に、寝具洗濯・乾燥消毒サービスを実施し、身の清潔を保ち、日常生活を快適に過ごせるよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	41	44	40	50
利用回数（回）	2	2	2	2

■ 福祉機器等日常生活用具貸与事業

- ・市社会福祉協議会では、介護保険による福祉機器の貸与を受けられない人を対象に、電動ベッド・車いす・エアーマット・歩行器・ポータブルトイレ・四点杖を有料（一部無料）で貸し出し、在宅での安全確保と自立生活への支援を行います。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
車いす（件）	77	69	71	80
ベッド（件）	24	21	16	20
エアーマット（件）	0	1	1	1
歩行器（件）	3	1	2	3
四点杖（件）	3	3	4	3
ポータブルトイレ（件）	8	2	2	2

■ 配食サービス（ほほえみ弁当）

- ・市社会福祉協議会では、民生委員・児童委員とボランティアの協力を得て、75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、年間で7、8月を除く毎月2回（昼食）の食事サービスを実施し、見守りを行いつつ、健康で自立した生活を送ることができるよう支援します。（利用者による一部自己負担があります。）

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	110	116	115	150

■ 友愛訪問

- ・市社会福祉協議会において、70歳以上のひとり暮らしの高齢者および75歳以上の高齢者世帯を対象に、民生委員・児童委員が定期的に、状況把握のため訪問することにより、高齢者が安心して生活できるように支援します。

■ 介護者家族の会

- ・市社会福祉協議会では、家庭において必要な介護の基本知識や技術の普及を図るため、家族介護者等を対象として、介護者家族の会の運営支援を行います。

■ 福祉車両貸し出し

- ・市社会福祉協議会では、日常的に車いすを使用するなど、外出困難な人を対象に、燃料費のみ実費で福祉車両を貸し出します。運転者は利用者が確保する必要があります。

■ ダイニングサポート事業（配食サービス）

- ・在宅高齢者の要介護状態への悪化防止の観点から、低栄養状態にある高齢者に食事の宅配（普通食、低カロリー食、糖尿病食、腎臓食など）を実施し、栄養および生活の改善を図ります。また、ボランティア等による配食で安否確認を行います。（利用者による自己負担があります。）

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	59	50	44	60
延べ利用回数（回）	19,172	15,910	14,129	20,000

■ 養護老人ホーム

- ・身体上、精神上、環境上および経済的理由により居宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行う施設です。もとす広域連合管内にある「本巢老人福祉施設事務組合大和園」と連携を強化し、入所者に必要な指導、支援等を行っていきます。

■ ケアハウス

- ・身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる60歳以上の人を対象に、食費、入浴、相談のサービスが提供され、必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる施設です。本市にある、特別養護老人ホーム「ほづみ園」に併設している「アミほづみ園」と協力し、地域との交流を支援します。

(2) 介護予防への取り組みの充実

① 壮年期（40～65歳）からの健康づくりのための支援の充実

活力のある高齢期を迎えるために、健康づくりの基本的な事業である健康診査について、受診率向上を目指し、受診後は生活習慣改善のための保健指導の充実を図ります。また、高齢期においても心身ともに健やかな生活を送るため、要介護状態となる原因として大きくかかわっている生活習慣病の予防に取り組んでいきます。

② 介護予防のための事業の充実 ◆重点事項◆

高齢者人口が増大する中であって、介護保険制度の「持続可能性」を高め、「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには介護予防が重要です。いつまでも健康な生活を送ることができるように高齢者等の健康の保持増進を図るとともに介護を必要とする状態となることを未然に防ぐため、状態に応じた予防の研究と検討を進め、総合的な介護予防施策（一次予防事業・二次予防事業）の充実を図っていきます。

また、高齢者が健康への意識を高めるためにも市民に対する介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、二次予防事業の対象者には、介護予防教室への参加を促していきます。

▶ 具体的な取り組み

■ 通所型介護予防事業（複合教室）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）に対して、生活機能の向上を目指し、筋力アップ体操、口腔機能の改善、栄養改善、脳の活性化を図ります。また、レクリエーションなどにより他参加者との交流を図り、閉じこもり予防につなげ、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	20	31	31	60
利用回数（回）	12	24	36	48

■ 通所型介護予防事業（運動機能向上）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）に対して、要介護状態等になることを予防するため、体力測定、筋力トレーニング、ストレッチ体操など個別の運動メニューを作成し、個々の運動能力に合わせて進めていくことにより、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	28	40	2	52
利用回数（回）	48	96	12	96

■ 通所型介護予防事業（口腔機能向上）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）に対して、要介護状態等になることを予防するため、口腔機能、口腔ケア、歯周病について、歯磨き指導個別の予防メニューを作成し進めていくことにより、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	15	6	4	15
利用回数（回）	18	12	7	12

■ 通所型介護予防事業（認知症）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）に対して、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士等が相談・指導を個々の状態に合わせて行い、認知症の理解を深め、地域で生活を送ることができるよう支援します。必要に応じて、介護サービスへつないでいきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）				12
利用回数（回）				20



■ 訪問型介護予防事業（低栄養者訪問指導）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）の中で、低栄養と思われるものに対して、管理栄養士が継続的に栄養についての相談・指導を行います。必要に応じて、配食サービスへつないでいきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）				20
利用回数（回）				120

■ 介護予防普及啓発事業（継続教室）

- ・二次予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態である人）で「はつらつ教室」や「運動教室」に参加した人が、今後も継続して体力づくり、仲間づくりを行えるよう支援します。

今後、参加者が増加していく可能性があるため、体制づくりの見直し、他機関との連携を行っていきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）		21	43	60
利用回数（回）		6	18	36

■ 介護予防普及啓発事業（認知症予防講座）

- ・地域の中で、認知症の理解を深め、地域で暮らしやすい環境づくりを目指すため、元気な高齢者を対象に、認知症予防についての知識を深めてもらい、認知症にならないよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）				50
利用回数（回）				24

■ 介護予防普及啓発事業（認知症サポーター事業）

- ・定期的なサポーター養成講座の開催によって一般住民の認知症に関する正しい知識や理解、対応の輪を広げます。受講終了者のスキルアップを同時に行い、サポーター自身が認知症の啓発者となれるよう支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）		58	148	200
利用回数（回）		2	2	5

■ 介護予防普及啓発事業（生きがいサロン事業）

- ・ひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯の人等を対象に、健康づくりや生きがいづくりを図るため、老人福祉センターにおいて生きがいサロンを開催します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
設置回数（回）	24	24	24	24

■ 介護予防普及啓発事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

- ・閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らしの高齢者を対象に、地域における交流の推進や外出促進による健康保持を図るため、ふれあい・いきいきサロンを開催します。

今後も、自治会単位で、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、事業を継続していきます。さらに介護予防の地域での取り組みの必要性を啓発していきながら、住民主体の健康づくりや生きがいづくりを推進していきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
設置数（か所）	21	21	25	35
延べ参加人数（人）	5,087	3,035	3,245	4,800

（平成20年度の延べ参加人数には、ボランティアが含まれています。）

■ 瑞穂大学脳力活性学部「おじいちゃんおばあちゃんも学校へ行こう」

- ・高齢者に学校へ出てきていただき、国語や算数、家庭、音楽、図工等の授業に取り組んだり、子ども達と触れ合ったりする中で、楽しみながら「脳」の活性化を図り、いつまでもいきいき過ごすことができるよう支援します。
- ・授業内容の工夫により、楽しく学習ができるように検討していきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	39	28	24	24
利用回数（回）	40	20	16	18

■ 生きがい活動支援通所事業（いきいきデイサービス）

- ・家に閉じこもりがちな概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、デイサービスセンターにおいて、日常生活動作訓練や生きがい活動等のサービスを提供することにより、要介護状態への進行を予防します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	2	1	1	2
延べ利用回数（回）	95	44	43	100

2 地域で支えるまちづくり

(1) 高齢者が元気でいきいき活躍できるまちづくり

① 社会参加による生きがいのづくりの支援

高齢者が知識や経験、特技等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりに取り組んでいきます。

また、地域における生涯学習（教養活動、スポーツ活動など）の機会を増やし、生涯学習活動を通じた高齢者の生きがいのづくりを促進します。

▶ 具体的な取り組み

■ 校区別ふれあい懇談会（シルバーふれ愛の輪）

- ・ひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯の人と地域の人とのふれあいの場を提供するシルバーふれ愛の輪を開催します。民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、事業を継続していきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
参加者数（人）	215	222	247	400

■ 老人クラブ

- ・老後の生活を健全で、豊かなものにするため、高齢者の健康増進・介護予防活動において、地域で中心的な役割を果たしている老人クラブに補助金を交付し、健康・学習・文化・スポーツ等の活動機会の拡大を推進します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
単位老人クラブ数（クラブ）	47	47	47	50
会員数（人）	4,306	4,278	4,305	4,500

■ 瑞穂大学（寿学部）

- ・ 60歳以上の人を対象に、瑞穂大学（寿学部）を総合センターで実施します。
『今』の積み重ねが人生 人生は一瞬一瞬に生命がある」をモットーとして、毎月1回の講座と年1回の社会見学を行います。
受講生の願いの把握につとめ、講座内容の充実・工夫を図ります。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	5,300	5,400	5,450	6,000
利用回数（回）	12	12	12	12

■ 瑞穂大学（女性学部）

- ・ 知性と教養の向上を目指し、女性を対象とした瑞穂大学（女性学部）を開催します。「新しい自分と出会い直す」をモットーとして、毎年17回程度の教養講座に加え、年1回の社会見学、テーブルマナー教室等を行います。
受講生の願いの把握につとめ、講座内容の充実・工夫を図ります。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	4,180	4,200	4,250	4,300
利用回数（回）	17	17	17	17

■ 彩生（再生）講座

- ・ 身の回りの不要品がよみがえり、これまで使われなかった物に彩りを与えます。住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し今後も継続していきます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
利用者数（人）	15	15	15	15
利用回数（回）	10	10	10	10

■ シニアの集い

- ・ 高齢者のみでなく、幅広い世代間交流の場、三世代交流の団欒の場として開催をしていきたいと考えていきます。

■ 私の作品展・椿展

- ・ 市内在住、勤務の人の作品を展示することにより、交流をはかり、また生きがいをづくりにつなげていきます。



■ なかよしクラブすなみ

- ・「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しめる地域コミュニティとして誕生した、ボランティアによる総合型地域スポーツクラブを支援していきます。

■ 補聴システム貸出し事業

- ・耳が聞こえにくいため、今まで社会活動への参加をかい離していた高齢者等に社会参加をしてもらい生きがいをつくってもらうために、補聴支援システムを購入し、市内の施設において貸出しをしています。

■ 瑞穂市総合センター

- ・平成6年に開館した総合センターは、デイサービスセンター、福祉センター、保健センター、ホール等からなる複合施設であり、高齢者はもちろん、全市民の保健・福祉・生涯学習の拠点として活用していきます。

■ 老人福祉センター

- ・高齢者の機能訓練や老人クラブなどの活動の場、高齢者の憩いの場として、高齢者の保健・福祉の拠点となっています。今後も、健康づくりや生きがい支援活動の拠点として活用します。
また、施設の修繕を目的に、バリアフリー化や利便性の向上を含めて、トレーニングルームやエレベーターの新設など今後の改修の検討を進めていきます。

② 就労による生きがいづくりへの支援

高齢者が地域をはじめ社会の中で役割を担い、積極的に社会貢献することにより、生きがいを持ち続けられるよう、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した就労を支援・促進していきます。

▶ 具体的な取り組み

■ 高齢者能力活用（シルバー人材センター）

- ・元気な高齢者の増加とともに、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってきた中で、組織の強化および受注拡大へのPRなどの支援を行っています。
また、高齢者が社会の中で役割を担い、積極的に社会貢献することで、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

(2) 高齢者の安心を支える地域づくり

① 住民参加による支援活動の活発化 ◆重点事項◆

地域で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制を構築するための支援を図るとともに、地域の自主的な支援活動やボランティア組織の活発化を支援し、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等とも連携を取り地域で高齢者を支える環境の実現を目指します。

特に、日常生活を送る上で必要なことを、身近な地域で支えるように、地域コミュニティ組織の醸成に努めるとともに、支援制度の充実を図ります。

▶ 具体的な取り組み

■ 自治会

- ・自治会が民生委員・児童委員等と協力をして、地域における健康意識の普及と地域たすけあい活動の推進および啓発を円滑に推進できるよう、社会福祉協議会と連携し支援していきます。

■ 民生委員・児童委員

- ・民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、また地域の見守りネットワークづくりの中心的な役割を担い、幅広い活動を円滑に行ってもらうため、講習会を開催するなど支援します。

■ 瑞穂市社会福祉協議会

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らすことのできるよう、地域福祉の中心的担い手として活動している社会福祉協議会に対して支援します。

■ ボランティア活動

- ・ボランティア組織の育成を図るとともに、ボランティア連絡協議会を通じたボランティアネットワークづくりを進めることにより、地域のニーズに合致したボランティア活動の推進を支援します。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
登録数・個人（人）	223	210	213	230
登録数・団体（団体）	1,220	1,187	1,249	1,400

資料：社会福祉協議会登録数

■ 見守り協力事業所等連携事業

- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、協力してもらえる事業所（新聞販売店や郵便局など）と協定を締結し、地域における見守り体制を推進していきます。



② 学校における福祉教育の充実

地域福祉の推進にあたり、将来のマンパワーを確保・育成する観点で、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識、他人に配慮する意識を育むため、学校や家庭での福祉教育がなされるよう支援していきます。

▶ 具体的な取り組み

■ 福祉協力校推進事業

- ・市内小中学校は、市社会福祉協議会から「福祉協力校」の指定を受けており、教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間を通して「福祉」について学習するとともに、高齢者とのふれあい活動、ふれあいサロンへの参加、デイケアセンター等施設の訪問や高齢者の疑似体験学習など、多様な場を通して人の生き方について学んでいます。高齢者の生きがいに貢献するとともに、児童生徒の健全な育成に寄与できるよう事業を推進します。

③ 防犯・防災体制の充実 ◆重点事項◆

交通、防災、防犯など、啓発活動による生活安全対策を推進していくのと同時に、災害が発生した場合に備え、警察や消防署との連携を強化し、緊急時を含めた安全対策の充実を進めていきます。

特に、大規模な災害が発生した場合に、自治会など地域住民の共助により、一人では避難できない高齢者等の安全確保に向けた体制づくりに取り組んでいきます。

▶ 具体的な取り組み

■ 災害時要援護者名簿登録事業

- ・災害発生時に自力での避難が困難な人（災害時要援護者）を地域全体で支援するため、災害時要援護者ご本人、またはその家族等の申請に基づき、市が災害時に援護の必要な人を把握し名簿を作成・更新していきます。
- また、平常時の見守りや災害時における安否確認等の支援に備えます。

区分	実績値			目標値
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成26年度
登録者数（人）			1,826	2,500

④ 人にやさしいまちづくりの推進

利用者の多い公共施設をはじめとして、誰もが快適に利用できる施設の改修や設備の改修を図るほか、ゆとりのある歩行空間の確保、段差の少ない歩道など、ユニバーサルデザインに配慮した道路や公園の整備を推進します。

また、高齢者が住み慣れた自宅で生活し続けるためには、住宅の改修改善は重要な意味を持ちます。高齢者向けに居宅等の改修を希望する人に相談・助言を継続して実施します。

▶ ◀ 資料編 ▶ ◀

資料編

1 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員(瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。)である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成20年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月27日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第2条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成22年12月17日条例第35号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月24日条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第13号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市老人福祉計画策定委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健・医療・福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	計画策定終了まで	福祉部福祉生活課

2 瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱

平成23年6月30日
瑞穂市訓令第7号

(設置)

第1条 瑞穂市地域福祉計画、瑞穂市老人福祉計画、瑞穂市障害者計画及び瑞穂市障害福祉計画（以下「福祉4計画」という。）を策定するため、瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福祉4計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること並びに前条の目的を達成するために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。

3 副会長は、福祉部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて、構成員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(研究チーム)

第5条 委員会の補助及び所掌事項を円滑に推進するため、委員会に研究チーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームは、別表に掲げる第2条に規定する所掌事務に係る課等のうちから、関係する部課長等の承諾を得て選任された職員をもって組織する。

3 チームは、福祉部福祉生活課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 委員会及びチームの庶務は、福祉部福祉生活課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

企画財政課、総務課、市民課、医療保険課、福祉生活課、健康推進課、都市管理課、学校教育課、幼児支援課、生涯学習課、その他会長が必要と認める職員

3 策定委員会策定経過・名簿

(1) 瑞穂市老人福祉計画策定経過

日程		項目
2011年	3月1日	日常生活圏域ニーズ調査発送
	3月18日	日常生活圏域ニーズ調査回収
	4月25日	日常生活圏域ニーズ調査督促発送
	5月10日	日常生活圏域ニーズ調査最終回収
	6月1日～17日	策定委員会委員の公募
	6月22日	第1回老人福祉計画等策定検討委員会（報告）
	9月1日	第1回老人福祉計画研究チーム
	9月5日	第1回老人福祉計画策定委員会
	12月14日	第2回老人福祉計画研究チーム
	12月26日	第2回老人福祉計画策定委員会
2012年	1月27日	第3回老人福祉計画策定委員会
	2月15日～29日	パブリックコメント実施
	3月19日	第4回老人福祉計画策定委員会



(2) 瑞穂市老人福祉計画策定委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

番号	氏名	所属	備考
1	浅野 克巳	特別養護老人ホーム代表	
2	飯尾 良英	(学)中部学院大学短期大学部 教授	会長
3	大池 義之	市民公募	
4	加藤 勉	ケアマネジャー連絡協議会代表	
5	河村 岳昌	瑞穂市地域包括支援センター代表	
6	北川 康秀	瑞穂市社会福祉協議会代表	
7	国枝 武俊	もとす医師会代表	副会長
8	小寺 弘光	市民公募	
9	竹山 照雄	民生委員・児童委員協議会代表	
10	棚橋 和子	みずほ女性の会代表	
11	野田 寧宏	自治会連合会代表	
12	林 万里子	瑞穂市介護者家族の会代表	
13	広瀬 美知雄	介護老人保健施設代表	
14	松野 ちか子	市民公募	
15	矢野 敏雄	瑞穂市老人クラブ連合会代表	

4 用語解説

あ行

■一次予防事業

すべての高齢者を対象に、介護予防普及啓発や地域介護予防活動支援等に取り組む事業のことです。

か行

■介護予防

介護保険制度に導入された概念です。高齢者が、寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすることを意味します。転倒予防や認知症予防、閉じこもり予防、生活習慣病予防などをはじめ、身体機能の維持・回復のための機能訓練、さらに生きがいつくりのための学習や社会参加なども広義的には介護予防につながり、施策分野は広いです。

■介護予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者に対し、可能な限り寝たきり等の要介護状態にならないよう、支援する事業です。

■介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者のための医療機関の病床です。入院者に対して、介護保険の施設サービス計画にもとづく、医療、療養上の管理、看護、医学管理下での介護、機能訓練などを受けることができる施設です。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護者のための入所施設です。入所者に対して、介護保険の施設サービス計画にもとづく、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができる施設です。

■介護老人保健施設

病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点を置いたケアが必要な要介護者のための入所施設です。

入所者に対して、介護保険の施設サービス計画にもとづく、医療、看護、医学管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができる施設です。

■介護支援専門員

介護の知識を幅広く持った専門家で、要介護者からの依頼によるケアプランの作成や継続的な管理、評価、サービス事業者との連絡調整を行います。一定の研修を終了した人には「主任介護支援専門員」の資格があります。

■ケアハウス

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象とし、食事サービスや日常



生活上の世話をするなど、自立した生活を支援する機能を備えた軽費老人ホームの一種です。高齢者向けの住宅のひとつとして考えることもできます。

■軽費老人ホーム

高齢などの理由のため独立した生活に不安のある方に、日常生活に必要な便宜を提供する施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類の施設があります。

さ行

■災害時要援護者名簿登録事業

災害発生時に自力での避難が困難な方（災害時要援護者）を地域全体で支援するため、災害時要援護者ご本人、またはその家族等の申請に基づき、市が災害時に援護の必要な方を把握し名簿を作成します。この名簿は市、自治会（自主防災組織）、消防署、消防団及び民生委員・児童委員、社会福祉協議会が所有し、平常時の防災指導や災害時における安否確認等の支援に備えています。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された福祉団体で、市区町村にひとつずつ常設されている公共性の高い民間福祉団体です。市民や行政、社会福祉事業関係者などの参加と協働により地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らしていける「まち」の実現をめざして活動しています。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人にかわって財産管理や身上監護などを行います。

その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるようあらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

た行

■地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する事業です。平成17年度までの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業等の再編により創設された介護保険制度上の事業です。要介護状態に陥るおそれがある高齢者等を対象としています。

■地域包括支援センター

予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の予防・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マ

ネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターが創設されました。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっています。

な行

■二次予防事業

要介護認定を受けるまでではないが、心身が虚弱な状態が認められる高齢者を対象として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善などに取り組む事業のことです。

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画からは市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備することになりました。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることになっています。

■認知症

介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されています。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときには速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動しています。

や行

■養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的な理由で自宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設です。

■予防給付

要支援1・要支援2と認定された方に対するサービスです。対象者の特徴は、廃用症候群の方が多く、早い時期に予防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性があります。本人の意欲を高めながら、予防のサービスを提供することが必要とされています。

瑞穂市 老人福祉計画

発行日 平成24年3月

発行者 瑞穂市

編集 瑞穂市福祉部福祉生活課

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

TEL 058-327-4123

FAX 058-327-1566

URL <http://www.city.mizuho.lg.jp>